



〔月刊〕

Journal of
Image &
Information
Management



新春対談

働き方を革新する 文書管理とテレワーク

スキャナ保存申請件数が13倍に! 2015年度税務統計発表

医薬品の研究開発業務における 電子記録の長期保存と見読性確保の課題解決 デジタル・アーカイブの現状と未来

1

2017 JANUARY

Canon

必要な情報を、 手軽にデジタル化。

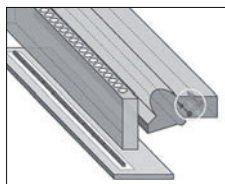
情報のデジタル化を加速する。 時代が求める、ドキュメントスキャナーテクノロジー。

imageFORMULA
DR-M140



コンパクトで省エネ、CMOSコンタクトイメージセンサー。

一般的なスキャナーが縮小光学系のセンサーを使用しているのに対し、キヤノンのドキュメントスキャナーはより進化したCMOSコンタクトイメージセンサー(CIS:等倍光学系センサー)を採用。センサー上に多数配列されたセルフフォーカスレンズにより、周辺部でも歪みの少ない高品位でシャープな画像再現と文字の可読性の向上を実現しました。また、原稿からの反射光が直接センサーに届くことでさらなる小型・軽量化が進み、コンパクトで機能的なデザインが可能となりました。光路が短く、光源にLEDを使用することで消費電力の削減を実現しています*。



*光源としての消費電力は、従来のCCD光学系+蛍光灯に対し、CIS光学系+LEDでは約1/16

多彩な原稿に柔軟に対応、信頼性の高い原稿給紙性能。

厚い紙や複写伝票、プラスチックカードまで多彩な種類の原稿に対応。さらに超音波を利用した重送検知などで、トラブルの少ないスムーズな給紙を実現します。

用途に応じた、使いやすいソフトウェア。

さまざまな用途や想定ユーザーに合わせたソフトウェア設計を行い、直感的でシンプルな操作性を実現。ユーザーに快適なスキャン環境を提供します。

最適画像を提供する、多彩な画像処理機能。

モアレや地色の除去、バインダ穴の消去、テキストエンハンスメント、ドロップアウトカラーなど、多彩な画像処理機能で目的に応じた最適な画像を生成します。

*機種により搭載機能が異なりますので、詳細は弊社ホームページをご覧ください。



大量の情報を、 迅速にデジタル化。



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

省スペースと高性能を両立したデジタルフィルムスキャナー

マイクロフィルムスキャナー

SL1000

- 設置場所を選ばない軽量・小型設計
- レンズ交換が不要な6.8~54倍の超ロングズーム、電子ズームとの併用で105倍まで表示可能
- 最大600dpiの高解像度
- カラーマイクロフィルム画像の電子化が可能
- タッチパネルに対応した専用アプリケーションを標準装備

PCと共にデスクトップに設置可能なデジタルフィルムスキャナー。優れた再現力と対応力で、様々な形態のフィルムを鮮明に読み取り可能です。専用アプリケーション「SL-Touch」はタッチパネルディスプレイに対応し、マイクロフィルムのデジタル化をスムーズに行えます。



Lineup

他にも、高速・高画質なマイクロフィルムスキャナーを取り揃えております。

MS7000MKII
MS6000MKII



※写真はMS7000MKIIです。

ブックスキャナー

書籍原稿を鮮やかにデジタル化するフェイスアップスキャナー

EPICWIN 5000CMKII

- A3サイズ対応、原稿上向きセット方式スキャナー
- フルカラー・グレイ・モノクロ2値でスキャン可能
- 最大600dpiの高解像度
- ブックスキャンに適した各種デジタル処理技術を搭載
- 軽量化&小型化を実現

ブック補正機能により、書籍原稿の原稿曲がり、文字縮み補正、綴じ部分削除、指消し、枠消し、センタリングなどの機能で、書籍原稿やシート原稿を美しく再現することを可能にしました。



フルカラー・フェイスアップブックコピーシステム

BookPro 5000CMKII

貴重な文献や分厚い書籍を上向きのまま読み取り、原稿を傷めることなく、簡単・きれいにコピーできます。



※写真はオプションを装着した状態です。
※コインバンダー対応可能。

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023
東京都港区芝浦1-1-1

<http://www.konicaminolta.jp>

●商品に関するお問い合わせは ☎ 0120-805039

受付時間／9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

つながって、 価値は生まれる。

一つひとつの"音"がつながって、豊かな"メロディ"となるように、

一人ひとりの知がつながれば、きっと新たな価値が生まれる。

人と人、人と社会をつなげるために

富士ゼロックスは、これからも

より良いコミュニケーション環境の構築を

目指してまいります。



富士ゼロックス株式会社 www.fujixerox.co.jp/ 〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3

ご意見、ご相談などはお客様相談センターへ。0120-27-4100 | 受付時間 | 9:00～12:00 / 13:00～17:00（土・日・祝除く）

Xerox、Xeroxロゴ、およびFuji Xeroxロゴは、米国ゼロックス社の登録商標または商標です。



FUJI xerox 

Panasonic

BUSINESS

NEW

KV-S8147-N
KV-S8127-N

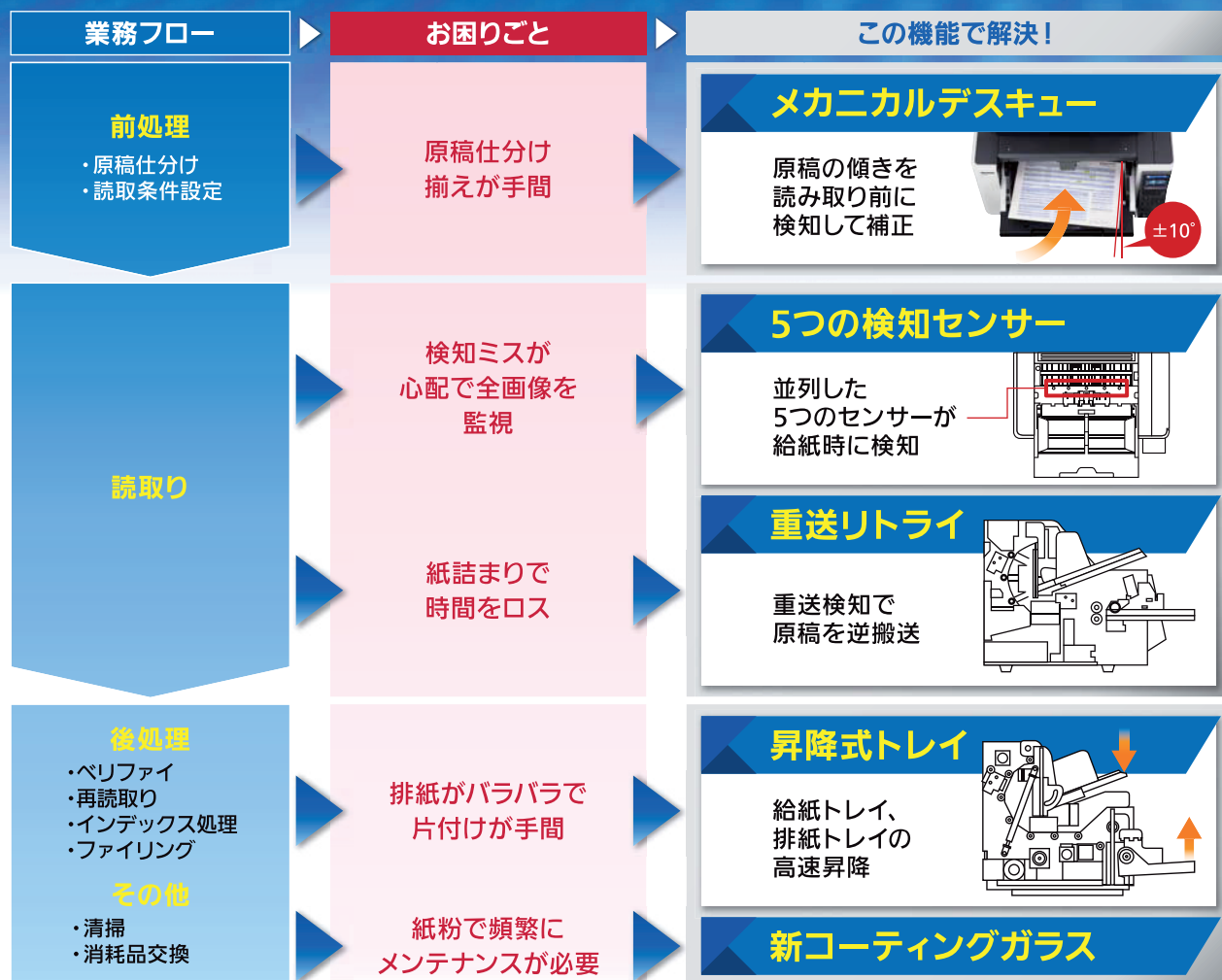


入力業務の効率を大幅に高める
A3ドキュメントスキャナー

フラッグシップモデル新登場!!

- 140枚/分、280頁/分※¹ のトップクラスの高速読み取り(KV-S8147-N)
- 大容量ADF 750枚(A4)※² まで搭載可能
- 長寿命ローラー(交換目安60万枚)の採用

(※¹)読み取り速度は、当社において特定の条件で実測した
おおよその参考値であり、保証値ではありません。
(※²)80 g/m² 新紙の場合



パナソニック ドキュメントスキャナー ラインアップ

※ モデル品番は
KV-S8147、KV-S8127、
KV-S7097、KV-S5076H、
KV-S5046H、KV-S2087です。



KV-S8147-N※
KV-S8127-N※



KV-S4085CWN
KV-S4065CWN



KV-S5076H-N※
KV-S5046H-N※



KV-S7097-N※



KV-S2087-N※



KV-S1065CN
KV-S1046CN

お問い合わせは パナソニック システムネットワークス株式会社 オフィスプロダクツ事業部 グローバルマーケティング部 国内販売課
〒812-8531 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号
TEL: 092-477-1727 E-mail: scanner_support_japan@ml.jp.panasonic.com URL: <http://panasonic.biz/doc/scanner/>

IM

〔月刊〕

2017-1月号 通巻第552号

月刊IM電子版はPDFダウンロード・プリント機能が利用できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用できます。
JIIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

6.....年頭所感

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIIMA) 高橋 通彦

【新春対談】

7.....働き方を革新する文書管理とテレワーク

一般社団法人 日本テレワーク協会 宇治 則孝
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 高橋 通彦



11.....スキャナ保存申請件数が13倍に!

2015年度税務統計発表

JIIIMA 長濱 和彰

R&Dデータ保存研究会の取り組み

13.....医薬品の研究開発業務における電子記録の長期保存と見読性確保の課題解決

JIIIMA R&D データ保存研究会 上原 小百合

デジタル・アーカイブの現状と未来 ①

16.....海外のデジタル・アーカイブ事情

東京大学大学院情報学環 時実 象一

20.....文化大国NIPPONの危機 (その2)

歴史資料のデジタル化と古文書修復技術開発の経緯

若狭路文化研究所 多仁 照廣



統合文書管理 標準化活動報告

24.....ISO/CD19475 Part1、Part2のDIS投票とPart3のNWIP投票

JIIIMA標準化委員会 白井 信昭

公文書から読み解く

27.....横浜で解放された清国の奴隷と芸娼妓

JIIIMA広報委員会 長井 勉



37.....月刊IM 2016 主要記事目録

33.....コラム 晴天なれど遠霞 「無駄なことも多かった」

34.....ニュース・ア・ラ・カルト

- 電帳法スキャナ保存ソフト認証 第1回審査で5社7製品を認証
- 申請が13倍に! H27年度税務統計で規制緩和効果絶大
- 山田修三 元複写連会長 旭日小綬章を受賞
- DS連 全国大会に160名の参加
- ニッポン最大級の帳票& BIカンファレンス ウイングアークフォーラム開催
- 図書館展 図書館界の活性化を目指して開催
- JIIIMA光ディスクWG 光ディスクの仕組みと取扱いを実演で
- 全史料協 博物館でアーカイブズをテーマに三重大会を開催
- リコー 魅せる印刷工場をオープン
- ハイランド マジック・クアドラント エンタープライズコンテンツ管理部門で「リーダー」に選定
- 各社ニュース

36.....新製品紹介

- 「bizhub558」シリーズ
- Versant3100Press / Versant180Press

40.....IM編集委員から

平成27年・28年度改正準拠
税務関係書類の電子化保存運用ガイドラインVer.4.0 12頁
e-文書法 電子化早わかり 36頁

広告ガイド

キヤノン電子株式会社.....表2
株式会社PFU表3
文書情報管理士検定試験のご案内.....表4
コニカミノルタジャパン株式会社.....前1
富士ゼロックス株式会社前2
パナソニックシステムネットワークス株式会社前4

株式会社インフォーマージュ18頁
エイチ・エス写真技術株式会社19頁
関東イメージ情報業連合会.....22頁
株式会社ハツコーエレクトロニクス.....26頁
株式会社アピックス.....32頁



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）

理 事 長 高 橋 通 彦



新年あけましておめでとうございます。

昨年は英国のEU離脱問題、新興国や中国の不況、米国の利上げ問題、大統領選と不安定要因が続き世界経済も減速気味で、日本もその影響を受け経済成長が伸び悩んだ年でした。今年は米国大統領選も終わり、まだ波乱は予想されますが、世界経済、日本経済の復調が期待されています。

我々の業界では長年の懸案であったe-文書法の規制緩和が実施され、さらにスマホやデジカメの第二次緩和も決定し、今年度から受付可能となっています。国税庁の発表では27年度のスキャナ保存の申請件数は26年度の13倍と急増しています。今年はさらなる伸張が予測されます。

またマイナンバー法が施行され、それに伴うBPOや自治体の紙台帳の電子化もスタートしました。このアプリケーションの横展開も始まります。

JIIMAではこうした動きをさらに加速させるため、電帳法スキャナソフトの認証制度を開始し、すでに

7件を認証しました。引き続き10数件のソフトを追加認証を行う予定です。

このようリアルビジネスにつながる取り組みのほかに、中長期的な課題として「ビジョン2016」に対する取り組みも開始しており、二年目となる今年は、“社会生産性の高い電子文書社会の実現”のため、以下の具体的なプロジェクト活動を進めます。

①統合文書情報マネジメントのISO化と電子文書証拠規則の体系整備、②文書情報流通基盤の整備、③アーカイブ思想の定着化と事例拡大、④資格制度の見直しプロジェクト、等に取り組みます。

また昨年は協会職員の不幸事により、皆様方にご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。緊急的な防止策は既に実行し、内部統制を含めた抜本策を5月末までに立案し、協会運営をより確実なものにしていく所存です。

最後になりましたが会員の皆様方、関係省庁、団体のご発展とご健勝お祈りし新年の挨拶といたします。



働き方を革新する文書管理とテレワーク

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
高橋 通彦 理事長

新春
対談

一般社団法人 日本テレワーク協会
宇治 則孝 会長

加速する電子文書社会とテレワーク。その接点はどこにあるのか。到来する少子高齢者社会を見据え、安心で生産性を高められる社会の構築を目指す両協会の課題と展望を聞いてみた。

司会 昨今「ワークスタイル改革」という言葉をよく耳にしますが、働き方を変えるということは、JIIMA活動やテレワーク協会の活動に多くの影響があると思われます。本日はそういった点をお聞かせください。まずはテレワーク協会の活動の目的や概要を教えてください。

宇治 我々日本テレワーク協会は2000年の設立から一貫してテレワークという新しい働き方の調査研究・普及推進活動を展開してきています。総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省がテレワーク関連の4省庁で、協会はそれら省庁との意見交換や提言を行い、また省庁が実施する事業を受託しています。さらにテレワークの先進的な企業・団体を表彰する「テレワーク推進賞」を16年続けてきている他、テレワークに関連する本の出版、シンポジウム・セミナー、相談やコンサルティングなどを事業としています。現在200以上の会員で活動しており、会員も増加中です。

「ワークスタイル変革」には欠かせない「多様な働き方」を実現する重要な解決策のひとつがテレワークになるだろうと考え、昨今さらに活動に力を入れています。

司会 最近では少子化社会になってきているという深刻な社会問題がありますね。

宇治 日本はまさに少子化社会で、労働人口が減ってきています。育児などで女性が仕事を辞める、介護で会社を辞めざるを得ないという社会的な課題に対して、テレワークという働き方を取り入れれば、仕事と両立することができます。これは社会にとっても企業にとっても非常に有益なことです。

加えて生産性が低い日本は、そのことが国際的な競争力にも影響しますから、生産性向上のために長時間労働をなくす、フレキシブルな仕事の仕方をする。テレワークの展開はこのような日本の社会的課題の解決に大変大きなメリットがあると考えられます。

司会 JIIMA活動とどのような接点があるのでしょうか。

高橋 私どもは「文書情報マネジメント」を推進しております。なぜ文書管理が必要かということと、記録した文書を後世に残すという役割があるということと、文書を活用して生産性を上げていくためです。皆さん記録をするというところはよくやられていますが、その文書を使うというところになると上手く機能させていないのが現状です。電子文書時代になって文書が扱いやすくなっているにもかかわらず、十分に使われていません。文書を残しつつ機能的に使う、これがテーマです。

我々は昨年、ビジョン2016を掲げました。安心で社会生産性の高い電子文書社会の構築を目指すものですが、その施策として「文書情報流通基盤の整備」「電子文書の信頼性向上」「アーカイブ思想の定着」を打ち立てました。電子文書は日々作られていますから流通のための整備をしていく、電子文書は信用できないという声に対する信頼性の克服と向上、長期に記録を保存するという思想の定着です。人材の育成なども加えて電子文書社会を創ろうというのがビジョン2016です。

これらを推進するために、その利用の大きな例としてテレワークがあります。テレワークは紙の文書では難しく、電子

文書でないと成り立たないだろうと考えられます。

司会 具体的な国内外の状況を教えてください。海外と比較するとどうなのでしょう？

宇治 一週間で8時間以上（1日以上）テレワークをするという数は、現状国内では13%。そのうち在宅で仕事をしている人は3%とまだまだ低い状況です。企業の導入率は、米国では83%が導入しているのに対して日本は16%。この1年でだいぶ増えましたがそれでも低い数です。米国では当たり前の仕事の仕方という捉え方をされていますが、日本ではま



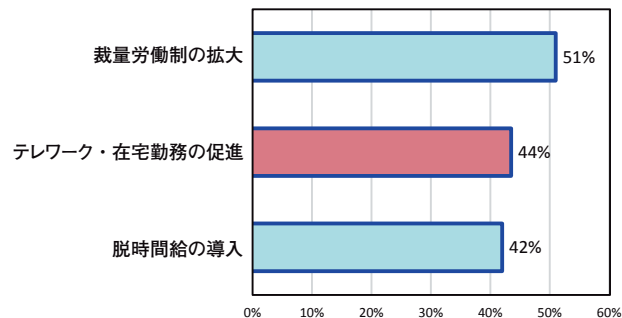
宇治 則孝 会長

だ特別な働き方という認識が強いのです。しかし必然性がありますからテレワークは伸びる途上にあると思っています。

テレワークは、社会にとって、少ない労働人口を補い会社を辞めざるを得ない状況を防止する効果があります。働いている人にはワークライフバランスの改善、通勤時間の削減につながり、企業経営にとっては業務生産性が向上する、優秀な人材の確保維持ができる、時としてBCP、地震や台風の時にも継続して仕事ができるという、三者ともにメリットがある良い仕掛けだと思っています。

高橋 政府もテレワークの推進に関する目標を設定していますね。

宇治 安倍政権が進めている世界最先端IT国家創造宣言の中で、2020年には先ほど話題にしたテレワークの企業導入率を2012年度比で3倍に、在宅でテレワークする人を3%



出典：日本経済新聞朝刊「裁量労働、在宅勤務、脱時間給、企業、働き方改革の軸に」
2016年9月16日

「テレワーク・在宅勤務」の施策に期待する経営者の割合
(日経「社長100人アンケート」結果)

から10%に引き上げるという目標が示されています。昨今政府も4省庁関連副大臣会議を設定して注力したり、厚労省・総務省でテレワークに先進的な企業に対して表彰を行ったり、セミナーを全国的に開催したり、助成金を出したりと、昨年ぐらいからテレワークの促進策をますます拡大しています。また11月をテレワーク月間として制定しているのですよ。

高橋 テレワーク月間ですか。そういうのがあるのはいいですね。

宇治 一昨年からやっていてまだ充分に認知されていないくらいもありますが、政府も力をいれていますし、メディアでも、いろいろと関心をもって取り上げてもらっています。

高橋 文書管理については、電子化の何が阻害要因かということ、政府の電子文書化が今一ツ腰が引けていることです。IT世界最先端を謳っている割には政府の公文書と称する文書は、95%が紙文書なのです。

宇治 そうなのですか！？ほとんどが紙なのですね。

高橋 文書を作るのは電子ですが、紙にして印を押し、それを公文書としています。その公文書ができる過程の文書の管理もあいまいですから、次に課題がでるとまた一から取り組まなければならないという弊害がでてきています。

米国では大統領が2011年に記録管理に関する大統領覚書を発令、それを受け2012年に国立公文書館(NARA)と行政管理予算局(OMB)がレコードマネジメント指令を発行し、2019年までに政府機関の文書は電子形式で永続的な記録管理をすると宣言しています。

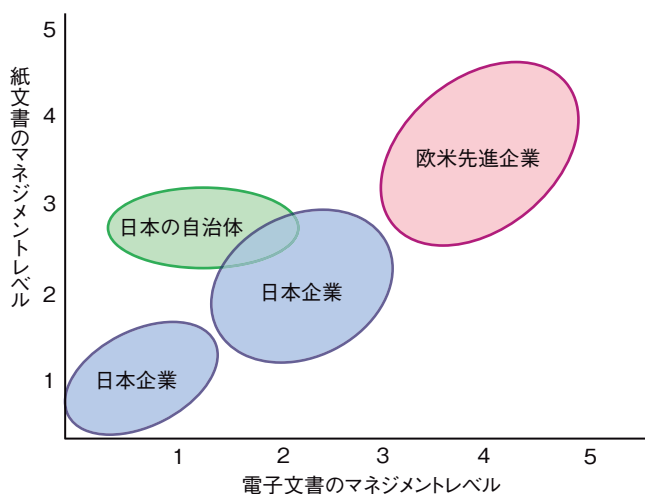
宇治 日本でもインターネットを通じて政府のドキュメントが見られるようになっていますが、それは公文書の電子化とは違うのですか？

高橋 政府が決定した重要な文書・公式記録のほとんどが紙なのです。各省の委員会報告などは電子になっているものもありますが、そこには断絶があります。公になっているものとなっていないものがあり、極力電子化して透明化していかなければなりません。米国は政府の作る文書は国民の財産であり、透明性・効率性・説明責任確保のために電子記録管理を必要とするといっています。

日本も政府の公文書・それに付随する文書も電子化してしっかり管理するべきと思っているのですがなかなか進まないで、日本テレワーク協会さんと一緒に政府の形を変えられるよう働きかけていきたいと思います。

宇治 政府がドライブすれば変わると思いますが、クラウド技術・ネットワーク技術・端末技術がかなり進んでいるので、民間ベースでは、文書の電子化はかなり進んでいるのではないのですか？

高橋 民間でも文書は電子で作りますが、それを保存するという段になると紙にするのです。調査では、国が保存しなさいという法定文書は紙で、残りはサーバに置き放し、担当者の裁量で管理しているという不十分な結果が大勢です。海外ではレコードマネージャーという専門の職位があって、保存や廃棄のタイミングなどをきちんと決めています。調査は3年前にヨーロッパ、一昨年は米国、昨年は日本を対象に行いましたが、違いは専門のセクションがあってきちんと管理しているのに対して日本は総務やIT部門の担当者が兼務しているのが大部分、大企業の一部は別にして、きちんとした方針を出していない企業が多いですね。



宇治 テレワーク導入のきっかけとして、オフィスの移転の時という会社も多いです。その際、ペーパーレス、テレワー

クにしていくという方針になり、たくさんの書類を捨て、テレワークの環境を整備します。このようなことも含め、ビジネス的にはかなりペーパーレスが進行しつつあると思っていますが違うのですか？

高橋 大企業では比較的ペーパーレスが進んでいますが、中小企業はまだまだですね。先ほど政府の文書について言いましたが地方自治体も同じで、民間からの提出書類も紙、ハンドリングも紙で行っている自治体が多く、民間がそれに引っ張られているところがあります。✓



高橋 通彦 理事長

✓ **宇治** 世界最先端IT国家という目線で言えば、そのあたりが斬り込むべきポイントですね。政府が変われば世の中が変わるのですから、JIIMAでもっとアピールしていただきたいですね。

高橋 そうですね。本当に働き方を変えようと思った時に、このような状況だと進めない、先進国から比べると日本は遅れていると強く言わなければなりません。

宇治 確かに紙という物理的なものに依存していると、その物理的なもののためにオフィスに行かなければなりません。電子でマネジメントされていればクラウド経由で、家にいても、サテライトオフィスにいても移動中でもできますね。まさに場所を選ばずに働けます。そのためにはペーパーレスの仕組み、情報インフラの整備が重要です。

高橋 テレワークをするためにはどういうことをやらなけれ

ばならないか、ガイドラインや事例を調べましたが、いまひとつ「文書をしっかり管理する」というところには行き着きません。

テレワークでは現状、業務上あまり重要ではないところ、作業的なことをするという傾向で、重要な業務はまだテレワークはされていないように思うのですが。それをやろうとすると、文書の管理はもちろん、セキュリティや機密性をしっかり確保しないといけませんね。

宇治 テレワークがなかなか中堅・中小企業に普及しないのは、こうしたことが課題なのでしょうか。たとえば最終の印鑑をついた文書、紙で残すような文書も電子化すべきですか？

高橋 事実を残すといった歴史的な意味があるものは紙で残しておけばよいと思いますが、活用する電子文書が同等で間違いのないものだという証拠性を保ちながら、電子でマネージングする。これがテレワーク推進にも必要なのだと思います。

宇治 電子化された文書をどううまく使っていくかということなのでしょうね。文書の電子化による保存や業務プロセス管理の技術も進んできているので、だからこそテレワークができる。これから一緒に考えていく部分が多いかもしれませんね。

高橋 文書管理がしっかりできていれば、テレワークもさらに広がると思います。

司会 連携ができつつありますが、それぞれの協会の役割と方向性は？

宇治 働き方改革は国にとっても企業にとっても喫緊の課題であり、重要な経営課題であるという認識が、経営者の間から出てきています。だから今この機会に、テレワークを促進しなければなりません。社会的な機運作りが重要な時期だと思っています。阻害要因を分析して改善していくとともに、事例、ベストプラクティスを示し広げていくのがいいと思っています。

司会 事例はありますか？

宇治 これまではIT関連企業や外資系の企業で進んでいましたが、ここきて製造業や金融業、サービス業、監査法人など幅広く拡大しています。いよいよ企業として導入しなくてはならないということで多くの企業が検討を進めています。

導入についてはスモールスタートして徐々に広げていくというケースが多く、実際実施している企業のアンケートから



「生産性が向上した」「仕事が見える化できた」「タイムマネジメントがうまくできた」という結果がでています。業務怠慢を招くのではないのか、管理しにくいのではないかと思います。よりも実際にやってみることが重要なのだと思っています。

司会 JIIMAとしては？

高橋 文書を記録・保存するというスタティックな部分とダイナミックに使うというところを一生懸命普及させたいですね。そのひとつがテレワークであり、情報共有です。

もうひとつ、まだ初期段階ですが、文書のデータ化を普及させたいと思っています。紙文書の電子化はイメージ画像ですからデータとして使えない、電子文書も文字はたくさん並んでいますが、その中の情報はなにかというところすぐに出て来ないというレベルです。文書のデータ化・情報化を進め、それがAIやIoTに繋がっていく。そうして社会全体の生産性向上に役立てたいと思っています。文書は「人の意思を文字にしたもの」ですから、それを発展させればいろいろな使い方ができるでしょう。

司会 両協会とも「社会の生産性向上のために貢献する」ということですね。

宇治 そうですね。本質的な課題であり、それは重要なことです。

高橋 これを機会にいろいろとコラボしながら社会生産性を上げていきましょう。

司会 本日は、ありがとうございました。



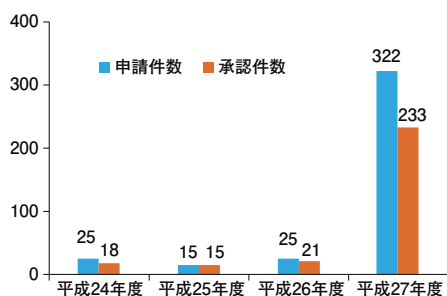
司会 広報委員会担当理事 河村武敏

スキャナ保存申請件数が13倍に！ 2015年度税務統計発表

なが はま かず あき
JIIMA 専務理事 長濱 和彰

国税庁は昨年11月、平成27年度（2015年）の電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況を公表しました。それによると、2015年度のスキャナ保存申請件数は、規制緩和される前年までは年間15件から25件に過ぎなかったものが、2015年度では一挙に322件となり、13倍増となりました。

また年度末での累計承認件数は380件となり、前年度末の152件から一挙に2.5倍増加となっています。一昨年9月末の税務署への申請分から税務関係保存書類のスキャナ保存要件が大幅に規制緩和されましたから、実質9ヵ月間で、申請件数も累計件数も、飛躍的に増加したことになり、規制緩和に



よる税務書類のスキャナ保存が、急速に拡大していることが、統計上からも明らかとなりました。

表1 税務統計 スキャナ保存の申請・承認 年度末累計件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請件数	25	15	25	322
承認件数	18	15	21	233
未処理繰越件数	6件	2件	6件	75件
取下げ却下件数	4件	4件	0件	20件
年度末累計承認件数	120件	133件	152件	380件

また税務署に、帳簿をコンピュータで作成・保存する承認を求める電子帳簿保存の申請件数については、会計ソフトやクラウドサービスの導入によって、年間申請件数は11,000件～12,000件のレベルが続いています。年度末での累計承認件数も毎年約10,000件強の安定的な増加となっており、こちらでは際立った変化は見られません。

表2 参考 電子帳簿保存の申請・承認 年度末累計件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請件数	10,881件	10,929件	11,926件	11,829件
承認件数	10,690件	10,845件	11,587件	12,206件
未処理繰越件数	2,120件	2,037件	2,225件	1,692件
取下げ却下件数	140件	167件	151件	156件
年度末累計承認件数	143,417件	154,006件	165,368件	177,180件

1998年に電子帳簿保存法が施行され、帳簿の電子データ保存が可能となりました。6年後の2005年にe-文書法に対応して電子帳簿保存法が改正され、保存義務のある税務書類のスキャナ保存が可能となりましたが、電子化要件が厳しすぎて普及は停滞を続けました。それから実に10年の年月を経て、ようやく規制緩和の活動が実り、書類の電子化が急速に進み始めました。

昨年9月末の申請からは、スマートフォンによる領収書等の記録も追加許可されましたので、来年の税務統計では、スキャナ保存の申請件数がさらに飛躍的に増加するものと思われます。

表3 税務書類スキャナ保存 規制緩和の経過と承認件数の推移

年度	税務書類スキャナ保存 規制緩和の経過	国税庁 累計承認件数 電子帳簿/スキャナ保存
1998年	電子帳簿保存法施行 帳簿の電子データ保存が可能に	
2005年	e-文書法に対応して電子帳簿保存法が改正 書類のスキャナ保存が可能になる	
2007年	書類のスキャナ保存 普及が停滞 要件厳しく、関係帳簿電子化を厳格指摘	90,132/ 34
2008年	国税庁・経団連・JIIMAで協議開始 国税庁もスキャン保存推進を表明	101,660/ 43
2009年	帳簿電子化と書類スキャナ保存、要件を明確化 80項目にわたる詳細Q&Aが公表される	113,083/ 54
2010年	電子帳簿保存法の「正しい要件」の普及啓発 東京国税局もJIIMAセミナーで講演	123,145/ 61
2011年	国税関係書類のスキャナ保存 要件緩和の検討開始が閣議決定	133,240/103
2013年	内閣府 規制改革会議でJIIMAが早期緩和を強く要望、委員全員が賛成応援	154,006/133
2014年	6月24日 閣議決定した「規制改革実施計画」 スキャナ保存 要件緩和が織り込まれる	165,372/152
2015年	3月31日 電子帳簿保存法 施行規則改正 スキャナ保存の9月末以降の申請から大幅な規制緩和が決定	177,180/380
2016年	3月31日 電子帳簿保存法 施行規則2年連続改正 スマホでの領収書等の記録についても容認	2017年11月公表予定

平成27年度改正・平成28年度改正 準拠 税務関係書類の電子化保存 運用ガイドライン Ver.4.0

新たにスマートフォンによる領収書等の記録も可能となった税務関係書類のスキャナ保存。その申請のための運用・管理とは？最新版の取扱い通達・Q&Aをより詳細に、国税庁と折衝を繰り返したJIIMAだから示せる運用指針を1冊にまとめました。



おもな内容

●第1章 平成27年度税制改正準拠

電子化文書の作成、運用及び保存に関する理念
管理組織
統括管理責任者及び管理責任者の債務
適正事務処理要件
利用者の債務
実務責任者の債務
システムの機能要件
機器の管理と運用
適正事務処理要件による定期的なチェック
マニュアル及び管理記録の整備
教育と訓練

●第2章 平成28年度税制改正準拠

追加改正の目的
重要書類を受領した者が読み取る場合の要件
一般書類を受領した者が読み取る場合の要件
スマートフォン等で税務関係書類を読み取る場合の留意事項



各種規程サンプルや スマートフォン画質サンプルなど一挙掲載！

- ・ 国税庁Q&A 適正事務処理規程と事務分掌細則の社内規定サンプル
- ・ 国税庁Q&A スキャナによる電子化保存規程サンプル
- ・ 国税庁Q&A 検査報告書、事務処理不備報告書サンプル
- ・ 国税関係書類のスキャナ保存承認申請書(記載例)
- ・ ISO12653-3 スキャナ評価用テストチャート(コピー)
- ・ 国税庁Q&A 「スキャナによる電子化保存規程」の請求書事例の処理フローサンプル
- ・ 検索・一括検証の例
- ・ 国税庁 電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)平成28年6月30日改定
- ・ 国税庁 電子帳簿保存法Q&A平成28年9月16日改定
- ・ スマートフォンによる国税関係書類の撮影 社内規程サンプル

購入はJIIMAホームページ[出版物・販売品／ガイドライン・解説書]へ
http://www.jiima.or.jp/publishing/hanbai_cd.html

頒布価格
3,500円(会員 3,000円)／税込

お問合せは 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA) 事務局 03-5821-7351

医薬品の研究開発業務における 電子記録の長期保存と見読性確保の課題解決

JIIMA R&D データ保存研究会

う え は ら さ ゆ り
上原 小百合

はじめに

急速に増加する組織活動の記録の電子化に伴い、利用するシステムが多岐にわたる中、電子記録の信頼性、長期保存性、相互利用性の確保は深刻な課題である。R&Dデータ保存研究会¹は、医薬品の研究開発業務における電子記録の長期保存と見読性確保の課題に着目し、解決策を検討している。

医薬品のライフサイクルとデータ保存期間

新薬の開発には創薬研究、非臨床研究、臨床研究、工業化研究（製剤、製法）といった一連の段階があり、国の規制の下で信頼性の高い文書・記録の作成と保存が求められている。資料保存期間は20～30年である（図1）。また、製薬会社には取得したデータや資料についての説明責任があり、規制対応だけでなく、信頼性確保や訴訟対応、さらに業務効率、資産保護の観点からも、記録の長期保存は必須である。

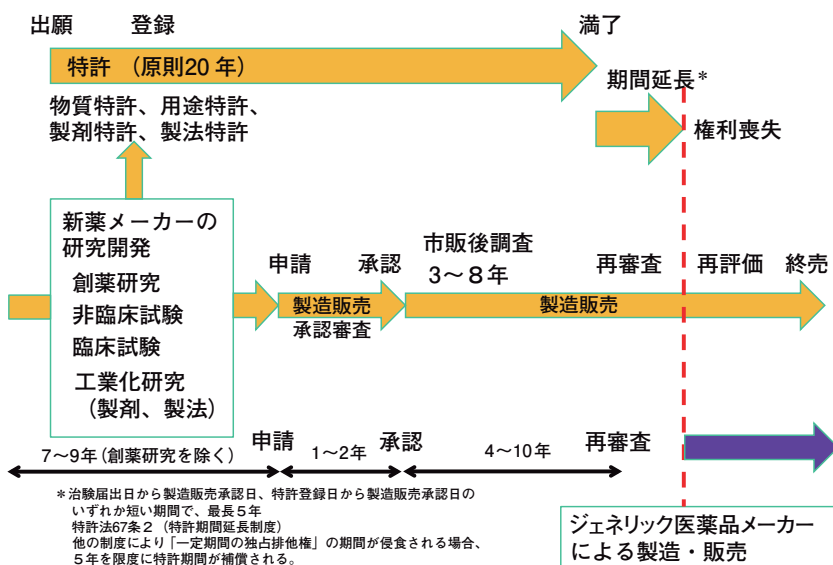


図1 医薬品の創出とライフサイクル

電子記録に対する当局の要求

日米欧の規制当局の期待に応じ、当局からの査察（適合性調査など）に耐えうるものとするためには、以下に示す要素の頭文字をとったALCOA-CCEAの観点から問題ないものとする必要がある。

- Attributable（帰属性）
- Legible（判読性）
- Contemporaneous（同時性）
- Original（原本性）
- Accurate（正確性）
- Complete（完全性）
- Consistent（一貫性）
- Enduring（耐久性、普遍性）
- Available when needed（要時利用可能）

近年、欧米当局（MHRA²、FDA³、EMA⁴等）やPIC/S⁵、WHOなどからData Integrity（データの完全性）に関するガイダンスが次々に発出されている。ガイダンスの中では、電子記録のオリジナルもしくは真正なコピーの保存が求められるデータを以下のように分類している。

- Static data（静的フォーマットのデータ）：単純な機器（天秤やpHメーターなど）からのプリントアウト、そのスキャンPDF
- Dynamic data（動的なフォーマットを有するデータ）：拡大縮小のできる画像データ、動画、再解析可能なフォーマットやデータベース形式で保存されている分析データなど

ただ、多くのDynamic dataのフォーマット

- 1 研究・開発データの長期保存に関する課題を解決するため製薬企業・サプライヤー等が集まり2015年発足した研究会
- 2 イギリスの医薬品・医療製品規制庁
- 3 アメリカ食品医薬品局
- 4 欧州医薬品庁
- 5 医薬品査察協定および医薬品査察協同スキーム

トは測定機器固有であり、機器ユーザーである製薬企業だけでは当局への要求事項に対応することはできない。

長期保存における課題

データの保存期間（数十年）と比較して、システムのハードウェアの交換やソフトウェアのバージョンアップの間隔は短く（5～10年程度）、頻度も多い。このため、データを利用可能な状態で維持するのは困難である。推定される課題を以下に列挙する。

- OSのバージョンアップ（数年に1度）：解析ソフトウェアが新しいOSに対応できない可能性がある。
- 古いOS・ソフトウェア：新しいハードウェアで利用できない可能性がある。
- 古いハードウェア：メンテナンスが困難になることが多い。
- メディア：長期保存に適切なメディアを選択し、保存期間中は定期的にデータが読みだせることを確認しておく必要がある。

R&Dデータ保存研究会の取り組み

1) データの保存形式

研究現場で保存されるデータは、以下のように多岐にわたる。

- 天秤、ノギス、観察結果などから発生した数値やテキスト
- デジタルカメラやビデオカメラなどで撮った画像
- PETやNMR、CTなどの多次元画像データ
- デジタルレコーダーから取得した生体電気信号
- 高速液体クロマトグラフィー（HPLC）などから取得した分析データ
- 環境モニタリング装置から取得した環境測定データなど

研究会では最初の検討材料としてHPLCのデータを取り上げた。

クロマトグラフィーデータやスペクトラムデータは、標準フォーマットとして、AIA、NetCDF、JCAMP、AnIMLなどが提唱されているが、それぞれに一長一短があり、統一できていないのが現状である。

- AIA：米国分析機器工業会（Analytical Instrument Association—AIA）が定めた、クロマトグラフィーデータの標準フォーマット
- NetCDF（Network Common Data Form）：大気研究大学連合（University Corporation for Atmospheric Research—UCAR）Community Programs（UCP）の

一部であるUnidataが開発した、配列指向のデータアクセスのためのインターフェース。科学的なデータを表現するために機種独立なデータフォーマットを定義

- JCAMP（Joint Committee on Atomic and Molecular Physical Data）：英国国際純正・応用化学連合（International Union of Pure and Applied Chemistry—IUPAC）が引き継いだNMR、FTIR、MS等のスペクトルデータの標準フォーマット
- AnIML（Analytical Information Markup Language）：アメリカ材料試験協会（American Society for Testing Materials）のXML標準フォーマット

本検討では大手サプライヤー（日本ウォーターズ・島津製作所・日立ハイテクサイエンス）の装置で読み込みと出力ができるAIAを選択した。AIAは分析ごとのピークデータであり、分析条件、解析条件をすべて保存しているわけではなく、監査証跡を別途取得する必要がある。この際、ファイルに書き込まれるメタデータや、データの単位・時刻の形式はメーカーごとに若干違っている。

2) 解析結果の再現性

近年、製薬企業が受託試験会社に試験を委託するケースが多くなっており、データの互換性も課題である。AIAを他メーカーのソフトウェアで読み込んで再解析を行うと、解析アルゴリズムが違うため同一の解析結果が出ない可能性がある。解析アルゴリズムはメーカー固有の技術であり、統一は不可能である。したがって、データ保存の目的を明確にし、解析結果の再現性に対するハードルを必要以上に高くしないことが望ましい。例えば、前回と別の観点からデータを見直したい場合（例：不純物があるはずの部分拡大してピークを確認する等）などでは、別メーカーのソフトウェアを使用しても再解析の目的は達成される。なお、当局に不信感をもたれないよう、異なるソフトウェアで再解析した結果が当初の結果と同一にならない事に対する説明は、業界内で一致させておくべきである。

3) 完全性を保った移管と保存

データの完全性を確保するためには、オリジナルフォーマットのデータ、AIAファイル、監査証跡、解析パラメーター、解析メソッドを関連付けた状態で、移管や保存を行うことが有効である。そのため本研究会では、ZIPコンテナを利用する方法を考えた（図2）。コンテナには、AIAファイル、オリジナルデータ、解析結果、監査証跡のファイルに加え、コ

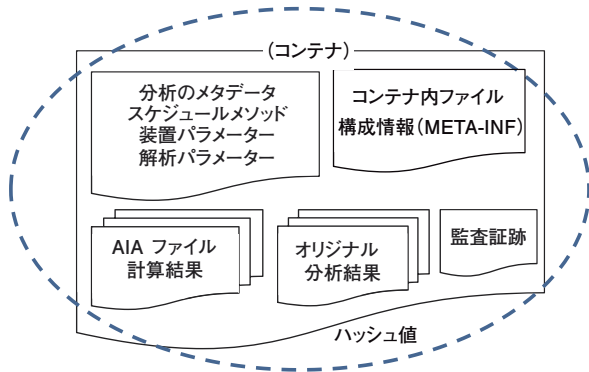


図2 関連データのコンテナ化

コンテナ内のファイル構成情報を記述した特別なファイル（META-INF）も格納する。また、コンテナ内の情報の改変を検出するために、コンテナのハッシュ値を添付する。ハッシュ値の代わりにタイムスタンプや電子署名を用いても良い。なお、ZIP以外のコンテナ様式としてPDFを利用することもできる。

4) 長期保存データの管理における課題

自社データ及び委託先から移管されたデータは資料保存施設にアーカイブされる。しかし、無限に保存することは不可能であるため、廃棄ルールを明確にしておく必要がある。データの保存期間が長いと、保管した担当者が異動・退職などでいなくなる場合が多いが、引き継ぎを適切に行わない限り後任者が廃棄の可否を適切に判断するのは困難である。そのため、不要データがシステム内にゴミとして蓄積されるか、逆に必要なデータを一括で削除してしまうリスクがある。そこで、データ間にリンク情報を持たせることにより、廃棄ルール

ルを簡略化できるのではないかと考えた（図3）。

- ・被験薬、試験、バッチなどを階層構造によって整理して保存する。
- ・実験記録と各測定機器の測定結果（当初の保存場所）にリンクをつける。
- ・測定結果を別の場所に移してアーカイブする時は、当初の保存場所には測定結果の写しか、代わりにファイルを残し、関連する実験記録やアーカイブデータへのリンクを維持する。
- ・該当する被験薬の開発中止、被験薬の申請後一定時間経過、該当する実験記録の保存期限が切れたなどの理由で不要になった時には、該当するフォルダ内のデータを全て削除する。
- ・関連する電子記録がすべてなくなったアーカイブデータは、削除する。
- ・アーカイブデータを他の試験における測定結果との比較などに用いる場合は、比較に用いた実験記録との間にリンクを張る。
- ・測定時の実験記録とのリンクがなくなっても、参照データとして用いた実験記録とのリンクが残っている時には、アーカイブデータの削除は認められない。

将来への期待：電子データの保存管理の外部委託

多くの製薬企業が電子データの長期保管について頭を悩ませていることから、電子データの保管管理を受託するサービスが期待されている。さらに、全てのサプライヤの解析ソフトウェアの保管管理を受託する施設があれば、多くの製薬企業にとって有用であろう。すなわち、古い環境のOSや古いバージョンの解析ソフトウェアをインターネット経由で製薬企業が共同で利用できるようにすることができれば、利用企業がデータ移行に頭を悩ませる必要はなくなる。

上記の対応は技術上可能と思われるが、そのようなサービスがビジネスとして成り立つためには、ビジネスの確立に必要な投資を回収できるだけのニーズが存在する必要がある。いずれ、そのようなニーズを調査することが必要であると考えられた。

おわりに

R&Dデータ保存研究会は、今後もこれらの課題解決に向けた検討を続け、製薬関連の各種団体、測定機器メーカー、文書管理システム開発ベンダーなどに解決への協力を求めていく予定である。

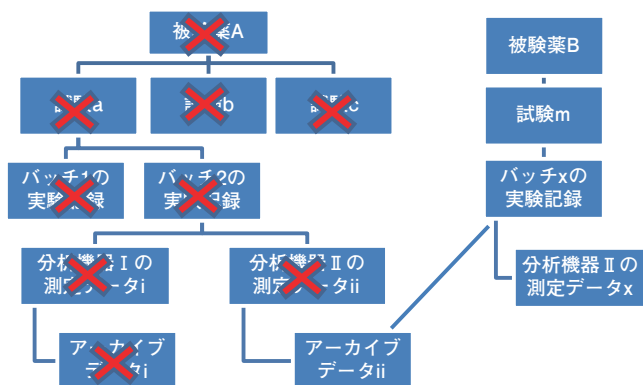


図3 長期保存データの廃棄ルール案

海外のデジタル・アーカイブ事情

東京大学大学院情報学環

とき ざね そう いち
時実 象一

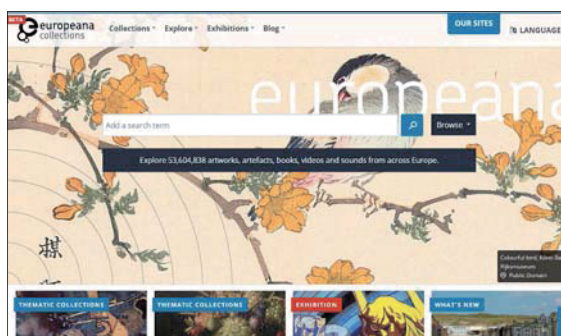
はじめに

この短期連載では、欧州と米国における各種デジタル・アーカイブ活動、およびわが国におけるデジタル・アーカイブ活動を紹介し、最後に最近の動向や課題点をまとめることとする。

欧州におけるデジタル・アーカイブ活動

1. ユーロピアーナ¹

ユーロピアーナは欧州共同体（European Union）の執行機関欧州委員会（European Commission）が資金を提供して活動しているデジタル・アーカイブのネットワークである。2011年に公開され、現在5,300万点以上のデータが公開されている。本部はオランダのハーグにあり、約60名のスタッフがいます。



ユーロピアーナはAPIでできている一種のポータルである。デジタル・コンテンツはEU各国にあるコンテンツ・プロバイダが保有しているが、そのメタデータをユーロピアーナが収集し、APIを用いてウェブで公開している。参加している機関は美術館・博物館（オランダ国立美術館など）、公文書館、図書館など多岐にわたっている。

このプロジェクトでは欧州の多数



の言語のコンテンツやメタデータがそのまま掲載されているので、検索も容易でない。これを解決するためのツールなども開発中である。左下の図はユーロピアーナで検索したオランダ国立美術館に所蔵されている浮世絵であるが、高精細の画像がダウンロードできる。

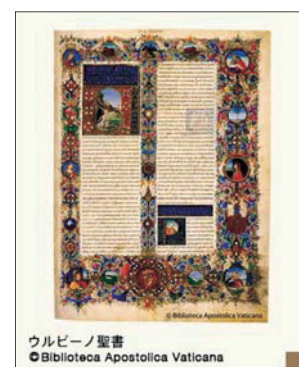
2. Europeana Newspapers

Europeana Newspapersはユーロピアーナの一部であるが、特徴があるので特に取り上げたい。このプロジェクトはECの資金により、2007年から2013年までおこなわれ、12カ国1,800万ページの新聞がデジタル化され、そのうち1,000万ページはOCRにより全文テキスト化している。新聞によっては、図のように記事が特定（Zoning）されている。



3. バチカン教皇庁デジタルアーカイビング事業

15世紀に設立されたバチカン図書館の110万冊におよぶ蔵書をデジタル化するプロジェクトで、わが国のNTTデータが作業を受託している。キリスト教に関わる文献だけでなく、イスラム教、ユダヤ教などあらゆる宗教の資料や、世界とバチカンとの交流の歴



史を記す手紙や書物、版画やコインなども含まれている。

<http://www.nttdata.com/jp/ja/services/sp/dataforthefuture/>

米国におけるデジタル・アーカイブ活動

1. Google BooksとHathiTrust

まず取り上げるべきなのはGoogleによる書籍電子化プロジェクトGoogle Booksである。2004年12月、GoogleはGoogle Print Projectを公表した。ハーバード大学、スタンフォード大学、ミシガン大学、オックスフォード大学、およびニューヨーク公共図書館と協力し、その蔵書1,000万冊以上をスキャン方式で電子化するという計画である。のちにGoogle Book Searchと改名したこのプロジェクトに対しては米国作家連盟と米国出版社協会が著作権法違反であるとの集団訴訟を起こしわが国でも話題となった。この裁判は、2015年にGoogleの行為はフェアユースであるとしてほぼ最終的に決着している。この間にGoogleは世界中で1,000万冊以上の書籍をデジタル化したと考えられる。

デジタル化のための本を提供した米国の大学図書館はHathiTrustという機関を結成し、デジタル化した本の活用をおこなっている²。

2. 米国デジタル公共図書館^{3, 4, 5}

米国デジタル公共図書館（Digital Public Library of America: DPLA）とは、米国各州で図書館を中心として進められてきた草の根デジタル・アーカイブ活動をネットワークで統合したもので、2013年にスタートした。現在1,000万点を超えるコンテンツが公開されている。前述ユーロピアーナをモデルにしたものであり、州単位のアーカイブの他、国立公文書館、Internet Archive、HathiTrust、議会図書館（予定）、ニューヨーク公共図書館なども参加している。ユーロピアーナと異

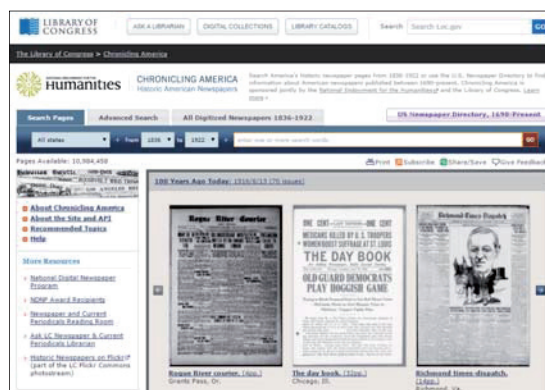


なるのは、政府の直接関与がなく、あくまで図書館等の自主的な活動である点である。資金は各種財団からの寄付が中心である。

ウィキペディアとの連携もおこなっており、Chromeブラウザのプラグインをインストールすると、ウィキペディア（英語版）の検索結果からDPLAのコンテンツにリンクできる。

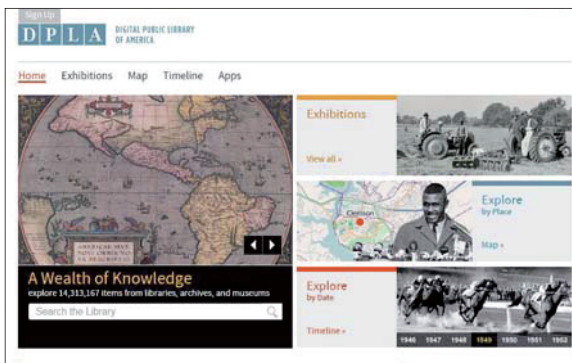
3. 全米新聞デジタル化プログラム

全米新聞デジタル化プログラム（National Digital Newspaper Program: NDNP）は米国議会図書館（Library of Congress: LC）と全米人文科学基金（National Endowment for the Humanities: NEH）との共同プロジェクトで、すでに全米40州と自治区の新聞2,000紙、1,000万ページ（1836年から1922年までのもの）をデジタル化し、Chronicling Americaというサイトから無料提供している。1922年までという意味は、米国の著作権法で1922年以前の著作物は保護期間が満了しているとみなされるためである。



4. Internet Archive^{6, 7}

コンピュータ・エンジニアで成功した起業家であるブリュースター・ケールは1996年に、始まったばかりのウェブを文化として保存することを目的としてInternet Archiveという非営利機関を立ち上げた。



そのウェブ・アーカイブWayback Machineは世界で最も網羅的であるとして広く活用されている。世界中のあらゆるホームページが保存されているので、会社が閉鎖されたり、ホームページが書き換えられても過去のページに遡って見ることができる。

Internet Archiveはその後アーカイブ活動を広げ、書籍



Internet Archiveに保存された2003年3月29日のJIIMAホームページ

(1,000万点以上)、動画 (280万点以上)、音声・音楽 (300万点以上)、ゲームなどのソフトウェア (15万点以上)、などのデジタル・アーカイブを公開している。書籍についてはOpen Libraryというサイトから利用でき、著作権のある本でも協力図書館の利用者であれば電子的貸出ができる。

参考文献

- 1：時実象一．欧州の文化遺産を統合するEuropeana. カレントアウェアネス. 2015/12/20. CA1863.
- 2：時実象一．大学図書館書籍アーカイブHathiTrust. 情報管理. 2014, 57 (8), 548-561.
- 3：時実象一．米国デジタル公共図書館 (Digital Public Library of America: DPLA). 図書館雑誌. 2013, 107 (2), 118-120.
- 4：時実象一．DPLAfest 2015. 情報管理. 2015, 58 (4), 313-318.
- 5：時実象一．DPLAfest 2016 参加報告. 情報管理. 2016, 59 (7), 485-489.
- 6：時実象一．世界の知識の図書館を目指すInternet Archive 創設者 Brewster Kahleへのインタビュー. 情報管理. 2009, 52 (9), 534-542.
- 7：時実象一．デジタル・アーカイブで世界をリードするInternet Archive最近の動向. 情報の科学と技術. 2016, 66 (9), 490-494.

その業務、コアビジネスへの負担 になっていませんか？

専門外な作業への人員・設備の調達、運用・管理は非効率で負担も多いものです。

餅は餅屋。
スペシャリスト への委託は、効率的で確実です。

イメージングソリューション

歴史的に貴重な材料をはじめ、行政、企業、学術機関の重要文書・技術資料など、形態によって最適なデジタル化をご提案致します。また、長期保存が必要な資料に対しては、マイクロフィルム化にも対応しています。

情報システム開発

デジタルデータ化することで最適な状態にし、それらの必要な画像情報をスムーズに検索や閲覧できるデータベースの構築をサポートします。

BPO

ビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) は、企業の基幹業務を支える他部門を外部委託して、本業の基幹業務を集中強化しようというビジネスの形態です。中でも、文書情報管理部門のスペシャリストへの委託は、正確で合理的な運用を可能とします。



株式会社 **インフォマージュ**

〒104-0054 東京都中央区勝どき 2-18-1

TEL:03-5546-0601 FAX:03-5546-0610

E-mail:mail@infomage.jp

http://www.infomage.jp

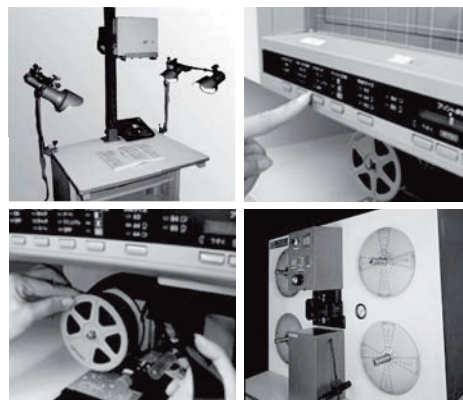
ISO9001:2008 認証取得 ISO/IEC270001:2005 認証取得

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

お客様の満足を目指して

70年



hjs ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

関西写真工業株式会社	マイクロ撮影・電子ファイル
アサミクリエイティブ設計株式会社	機械・電機設計製図請負
アサミ写真情報株式会社	GIS 構築・ソフトウェア開発
アサミ計測情報株式会社	GIS 構築・ソフトウェア開発
アサミテクノ株式会社	機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

hjs エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service

LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

東京	03-3582-2961	本部	06-6452-0101
川崎	044-244-5121	テクノセンター	06-6453-6188
横浜	045-751-6788	西部	06-6461-9771
敦賀	0770-23-7283	堺	072-241-1839
若狭	0770-32-9150	泉佐野	072-469-3051
滋賀	0749-64-0847	神戸	078-671-7488
京都	075-671-7980		

文化大国 NIPPON の危機 (その2)

歴史資料のデジタル化と古文書修復技術開発の経緯

若狭路文化研究所 所長 ^{た に て る ひろ} 多仁 照廣
(元 敦賀短期大学教授)

先月号では古文書修復に携わるきっかけと、多摩川流域史研究会の活動の一環から発見された東京あきる野市にある森田家文書の、文書修復に至るまでの技術の模索を綴りました。今回はその修復の実際と日本における古文書保護・アーカイブの重要性を伝えます。

修復材料の定量化に道が開けたのは偶然！

それは全くの偶然でした。私の研究室では1996年に発売されたキヤノンのデジタルカメラ（130万画素）をフィールドワークに使用するために、ノート型パソコンとMOドライブをつなげたシステムをつくりました。古文書を撮影し、リアルタイムで画像確認をするためです。カメラメーカーは、コンピュータからカメラを動作するのではなく、メモリカードを二枚用意して、一枚がフルになったらそれをコンピュータに差し込んで画像を確認し、その間にもう一枚で撮影を進めて下さい、とのことでしたが、それでは作業が面倒だったため、いろいろ試した結果、あるメーカーのSCSIケーブルでできるとがわかり、三脚に折りたたみ式の台を取り付けて、コンピュータとMOドライブを乗せて何処でも撮影できるようにしました。1997年の全史料協の香川大会に持ち込んだのがこのシステムでした。

教室で学生たちと一緒に文書を撮影していたあるとき、広報誌に使うための撮影風景を撮らせてほしいと申し出がありました。文書載せている台が灰色で映えないので、紺色の

ビロードに換えたいと言われ、了承した際、撮影した文書の画像を見てイケル！と直感しました。撮影する文書の下に青色系統の物を敷けば、欠損部分が割り出せるとわかったのです。学生に文房具屋にすぐに行って、青の色域の紙をすべて買ってくるように頼み、試験した結果、水色ならば、欠損部分をphotoshopの色域指定で選択できることがわかりました。

修復作業において欠損部分を補うにあたり、はじめは電子秤がなかったので、質量を正確に割り出せず文書全体の面積と破損面積の比率だけで、修復に必要な和紙繊維の量を求めています。確かにこれでもまあまあ穴や欠損を補うことはできたのですが、これでは厚みも同じように修復することはできずにいました。数年後やっと予算がついて電子秤が購入できたので、photoshopの色域指定で得られた領域を参考に穴や欠損部を補うに必要な繊維重量を正確に求め、経験値でその値の2倍の重さの繊維を準備する方式がやっと完成したのです。「多仁式漉き嵌め修復法」はこのように開発されました。



漉き嵌め台の上に裏返しに載せた文書に和紙繊維とネリ剤を混ぜた水溶液を投入。溶液の落下による圧力を緩和するためにお玉を用いている。

おわりに “文化大国NIPPONの裏側”

神戸大学奥村宏教授を代表とする大規模自然災害から歴史資料を救済する共同研究の成果として、2014年に東京大学出版会から『歴史文化を大災害から守る』を刊行しました。私もこの研究の一員として二本の論文を寄稿しました。ひとつは「多仁式漉き嵌め修復法」の紹介と冷蔵庫を使用した場合の水損文書の脱水試験結果です。もう一つは「文化大国NIPPONの裏側」と題して、福井県池田町を事例に、集落消滅という社会変動が歴史資料の喪失を招いていることを示した内容です。実は、センセーショナルな表題は、出版社の編集者が創ってくれました。確かに日本国はGDP世界第三位で、



開発した文書撮影台
資料の束がタテに沈下するので、
左右ページの調整をしなくてもよい

オリンピック・パラリンピックでも多くのメダルを獲得し、世界遺産や世界文化遺産を多く有した国です。一方、足下の当たり前前の文化遺産である町や村の歴史資料には、指定文化財以外には保存修復の光が当てられていません。これこそ世界文化遺産に登録すべき世界に誇る文化と、世界の学者が指摘しているにも関わらずなのです。

昨年までは区画整理された田圃に稲が実っていたが、今年は青草しか生えていないところが多く見受けられます。集落の消滅はすぐ目の前に迫っています。福井県で私が扱った最近の例では、福井市の赤谷（2軒）、小浜市の上根来（廃村）の集落の文書群を救済しました。これからは、もっと多くの廃村となる集落に取り残された歴史資料が救済の手を差し伸べられることを待っています。

しかし、その救済の「手」がそもそも失われかけているのです。県庁所在地にある国立大学でも人文社会学部の廃止が論議されています。まして人口10万人にも満たない地方小都市とその周辺町村では、あらゆる分野の人材が枯渇してきています。教員も校務で時間を制約されているために、郷土の歴史研究を行う人は極めて少なく、従来は地方の文化は少なからず退職教員で支えられていましたが、今日それは望める状況にはありません。抱えるべき大学は失おうとも地方に居続ける私たちのような研究者が、がんばって後継者を育成しなければならぬという、実に過酷な責務を背負っています。しかし、年齢からみて後10年以内が限界です。“文化大国NIPPON”の抱える文化の貧困は、行き着く所まで行き着き、そして歴史資料を失った文化は根底から崩壊してしまいます。

そこで、若狭路という地方にいる資金のない私たちの努力が及ばずに、若狭路に研究拠点を形成できないことも考えて、現在、私が開発した修復法は、解体クリーニング技術を含めて東北大学災害科学国際研究所に技術移転しています。神戸大学にも用具も含めて修復法を移転してあります。今後は、左右ページの厚みや長尺を気にせずに撮影できる撮影台、絵図を広げる程度の場所があれば大きな絵図を分割撮影できる器具と技術、一眼レフ赤外線デジタル撮影技術など、デジタル撮影技術も含めて希望に応じて技術移転をはかり、持っている技術と知識の遺伝子を絶やさないような、バックアップ体制を作っていくことも大切なことだと考えています。

最後になりましたが、全史料協香川大会での報告主旨は、マイクロフィルムからデジタルデータへの変更を促すことと、現物史料の保全の大切さでした。前述したカメラのセットで古文書を撮影してプロジェクターでスクリーンに投影し、否

定句のついた文章と、否定句がない同じ文章を画面で入れ替えてペーストしてみせました。文意が変わってもわからない、つまり信号化されたデジタルデータは改ざんが可能であり、裁判資料としては難しいという指摘です。これは税務大学校租税資料室で巨額の国家賠償請求を取り消させた経験が基本となっています。発表後、国立公文書館アジア歴史資料センターの方が、一週間前にマレーシアの国立文書館に行った折り、館長から日本ならばマイクロではなくデジタルでできるでしょう、と問われ、まだマイクロですと答えたが、デジタルでもできるのですね、と感想を伝えられました。

デジタル化は積極的に進めるべきですが、事実を担保するためにも現物史料は保存すべきです。

国立公文書館で開催されている公文書館等職員研修会で、2001年度から2004年度まで、「行政とアーカイブズ」の講座を担当しました。税務大学校資料室での国民の権利を一冊の保存規程もない資料が守った経験を伝えました。他にも2001年度の「デジタル・アーカイブズ」の講座も担当し、ここでもカメラセットを持ち込んで実演しました。日本銀行でも実演を行いました。

地方小都市の小さな短期大学にいたからこそいろいろなことに取り組みねば地域の歴史資料を守れなかったのですが、逆に小さな組織だからこそ自由さがあり、周りの人々の協力で開発できたとも言えます。大学には資金はなく、個人で多額の研究開発費を賄うのは大変でしたが、その分知恵を絞り続けました。CANONの初期のレーザーコピー機を改良し、100フィートマイクロフィルムをA3までの大きさで連続的にプリントできるようにし、専門業者よりも格安にフィルムからのプリントができたことで、その費用を賄って十分なお釣りを得ることができました。

現在、地域での中核となる歴史民俗学研究者養成を目的の一つに「若狭路文化研究所」を、若狭湾に面する菅浜という小さな集落の廃校を借りて立ち上げています。しかし、もはや、地方の人材の枯渇は、個人の努力では克服できないところまで追いつめられています。企業を含めた官民の知恵と資金を集めて地域の歴史資料を保全する研究者を地域ごとに育てなければ、この国の文化は足下から崩壊してしまいます。まさしく“文化大国NIPPON”の危機です。最先端科学技術である原子力発電所が集中して巨額なお金動く若狭路でさえ（もしかするとだからこそ、かも）、残り10年で地域を支える中核的な研究者が皆無となるという現実を真剣に受け止めていただきたいのです。



**KIU会員に
お任せください。**

業務効率化や情報共有化、BCP（事業継続計画）策定、災害時や情報セキュリティなどの対策においてデータ管理だけでなく保管する文書や記録についてさまざまな課題が山積しています。

さらにIT技術の進化は、情報端末、コンテンツ、クラウドなど目まぐるしく変化しています。

私たち、経験豊富で高い技術力を持つ関東イメージ情報業連合会（KIU）会員各社はドキュメントサービスのプロフェッショナルとして、文書情報管理における多様化する課題（保存と活用など）とお客様のニーズに最適なお提案をいたします。

（KIUは、各種記録媒体への入出力と記録保存、システム開発、資料保存に関するコンサルティングサービス等を業務とする右記の関東一円の企業で組織された業界で唯一の団体です）

ドキュメント・サ コンプライアンスを確かなものにするデ

(有)飯島写真製作所

〒286-0041 成田市飯田町188-4
www.ijima-co.com

0476-27-2345

(株)インフォーマージュ

〒104-0054 中央区勝どき2-18-1
www.infomage.jp

03-5546-0601

エイチ・エス写真技術(株)

〒210-0015 川崎市川崎区南町16-20
www.hs-shashin.co.jp

044-244-5121

関東インフォメーションマイクロ(株)

〒320-0071 宇都宮市野沢町602-2
http://kantoinfo.net

028-665-9777

(株)ケー・ビー・アイ・エス

〒140-0013 品川区南大井6-16-16

03-6436-8441

(株)国際マイクロ写真工業社

〒162-0833 新宿区笹笥町4-3
www.kmsym.com

03-3260-5931

桜工業写真(株)

〒141-0031 品川区西五反田8-3-13

03-5436-1821

(株)サンコー

ビジネスソリューション東京事業部
〒104-0045 中央区築地3-5-4
www.sancoh.co.jp

03-3541-2035

(株)サンマイクロ

〒156-0051 世田谷区宮坂2-12-4

03-3425-0431

(株)ジェイ・アイ・エム

〒102-0072 千代田区飯田橋3-1-11
www.jim.co.jp

03-5212-6001

(株)ジムサポート

〒143-0006 大田区平和島5-8-4

03-3761-1301

中央光学工業(株)

〒112-0012 文京区大塚3-16-3
ファミリー小深田 1 階

03-3943-7411

ービスのプロ集団

デジタル記録管理とマイクロフィルム入力・変換／長期保存対策

中央光学出版(株)

〒105-0003 港区西新橋3-11-1
www.cks.co.jp 03-6271-5561

(株)ディック

〒183-0026 府中市南町2-6-38 042-336-3851

東京ソフト(株)

〒140-0014 品川区大井1-28-1
www.tokyosoft.com 03-5746-3072

東京都板橋福祉工場

〒175-0082 板橋区高島平9-42-1
www.jcws.or.jp/ 03-3935-2601

東日情報処理センター(株)

〒321-0983 宇都宮市御幸本町4864
www.toh-nichi.co.jp 028-663-1221

ナカシャクリエイト(株)東京支店

〒105-0013 港区浜松町2-2-3
www.nakashaco.jp 03-5401-3636

(株)ニチマイ

〒113-0033 文京区本郷1-10-9
www.nichimy.co.jp 03-3815-1231

(株)プリマジェスト

ソリューションビジネス本部 統括2部
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580
www.primagest.co.jp 044-578-5122

(株)福祉工房アイ・ディ・エス

〒191-0003 日野市日野台5-22-37
www.fukushiids.com 042-584-6161

富士マイクロ(株)東京支店

〒105-0004 港区新橋1-18-21
www.fujimicro.co.jp/ 03-6869-0862

(株)ミウラ 東京支店

〒141-0031 品川区西五反田8-3-6
www.kkmiura.com 03-5436-3211

幸商事(株)

〒238-0006 横須賀市日の出町2-5
www.bs-miyuki.co.jp 046-822-4976

ムサシ・アイ・テクノ(株)東京営業所

〒104-0061 中央区銀座8-20-36
www.musashi-i-techno.co.jp 03-6278-8432

ムサシ・イメージ情報(株)

〒135-0062 江東区東雲1-7-12
www.musashi-ij.co.jp 03-6228-4056

(株)ムサシ・エービーシー

〒104-0041 中央区新富1-9-1 新富191 3階
www.musashi-abc.co.jp/ 03-6228-4810

ムサシ・フィールド・サポート(株)

〒104-0061 中央区銀座8-20-26
www.musashi-fs.co.jp 03-3546-7779

(有)八千代マイクロ写真社

〒276-0047 八千代市吉橋1834-2
www.yachimai.co.jp 047-450-1616

山崎情報産業(株)

〒101-0032 千代田区岩本町1-12-3
www.yamajo.co.jp 03-3866-1156

(有)大和マイクロサービス

〒242-0022 大和市柳橋4-15-8 046-263-7255

(有)山本マイクロシステムセンター

〒381-2221 長野市川中島町御厨1963-5
www7.ocn.ne.jp/~imsymsc/ 026-283-5353

(株)横浜マイクロシステム

〒220-0061 横浜市中区久保町13-25
www.ymssystem.com/ 045-242-0695

(株)れいめい

〒130-0023 墨田区立川4-5-10
www.reimei.com/ 03-3634-2100

(50音順)



関東イメージ情報業連合会

〒104-0054 東京都中央区勝どき2-18-1 黎明スカイレジデル
(株)インフォマージュ内
TEL / FAX (03)6204-2761



統合文書管理 標準化活動報告

ISO/CD19475 Part1、Part2のDIS投票と Part3のNWIP投票

2016年10月に統合文書管理に関する国際標準化会議が米国、ニューヨークで開催された。そこでの議論と現状を報告する。

JIIMA標準化委員会
副委員長

うす い のぶ あき
白井 信昭

出席者

ISO19475 (統合文書管理) に関する国際標準化会議は、米国、英国、日本、フランス (Webを利用して参加) の主要国から委員が参加し、総勢9名の会議となった。ホスト役はFrederic Grevin氏が務め、彼が副社長をしているNew York City Economic Development Corporation (通称: NYCEDC) で開催された。NYCEDCはニューヨークにおけるインフラや人の流れを適正化し、古くなってきているニューヨークの街を新しく使い勝手の良いものに改造するために、ニューヨーク市により設立されたものである。有名な事業としては、Fulton Streetにあった魚市場をニュージャージーのほうに移転させ、新たな公共施設を建てて、マンハッタンの居住性を高めたことがあげられる。

目的・概要

- (1) CDとなっているISO/CD 19475 Part1、Part2の内容を議論し、DISとして登録することに賛成するように決議する。
- (2) ISO/WD19475 Part3はNWIP投票で意見を委員に対して求めたので、この内容を議論し、どのように修正するかについて決定する。

- (3) ISO/DTR 15801は修正原案を英国代表アラン・シップマン氏が作成し、各国委員に意見を求めていた。ロシアと米国から意見が来ていたので、その内容を議論し、修正方法を決定する。
- (4) イランから提案のあった写真や新聞等の電子化規格について対応を検討する。イランからの提案は以下の通りであるが、詳細は不明である。
 - 1) Document management – Guidelines for document scanning – Part1: scanning paper documents
 - 2) Document management – Guidelines for document scanning – Part2: scanning photographs
 - 3) Document management – Guidelines for document scanning – Part3: scanning Newspapers

審議概要と結果

ISO/WD19475 Part3: Disposal

- (1) 10月1日締切りで募集していたWDへのコメント審議を行った。参照標準や用語定義に本文から参照のないものが残っており、見直すこととなった。用語はPart1で定義するという案も出されたが、各パート毎の独立した利用を可能にするために、現状通りで決着した。
- (2) 米国から、「米国ではディスポーザルは一般にディスポ

委員会の構成概要とISO用語解説

ISO/TC171: ドキュメント管理に関するアプリケーションを国際規格化することを目的に活動している。JIIMAの標準化委員会に属するISO WGはISO/TC171の日本を代表する委員会である。ISOは分野別に専門委員会 (TC: テクニカル・コミッティ) を持ち、その下に分科委員会 (SC: サブ・コミッティ)、さらにその下に作業グループ (WG: ワーキング・グループ) がある。統合文書管理の国際規格化審議は、ISO/TC171/SC1の下にあるWG9で議論が行われている。同時にISO/DTR 15801改訂の審議も行われている。

ISO/CD 19475: 文書管理に必要な最小限の要件を国際的に統一するために作成している規格である。以下の3つのパートから構成されている。

ISO/CD 19475 Part1: Document management – Minimum requirements for the storage of information Part1: Capture

ISO/CD 19475 Part2: Document management – Minimum requirements for the storage of information Part2: Storage

ISO/CD 19475 Part3: Document management – Minimum requirements for the storage of information Part3: Disposal

ISO/DTR 15801: ISO/DTR 15801 – Document management – Electrically stored information – Recommendations for trustworthiness and reliabilityという名称の技術レポートで、文書やデータベースなどの管理取扱い方法が記載されている。ISO/DTR 15801の具体的な方法論の上で管理上必要な必要最小限の条件を規定したものがISO19475という構成になっている。

ジションと呼ばれている」との指摘があり、その旨を注記することとなった。なお、国際規格は英語、仏語、ロシア語で標記することが規定されており、米語で標記する必要は必ずしもない。ただし、一般的によく使用されるこのような用語に関しては注記して、わかりやすくすることが一般的に行われている。

- (3) 用語としてのESI（電子的保存情報）、文書、情報が、Part1やPart2と整合が取れていない部分があり、見直すこととなった。

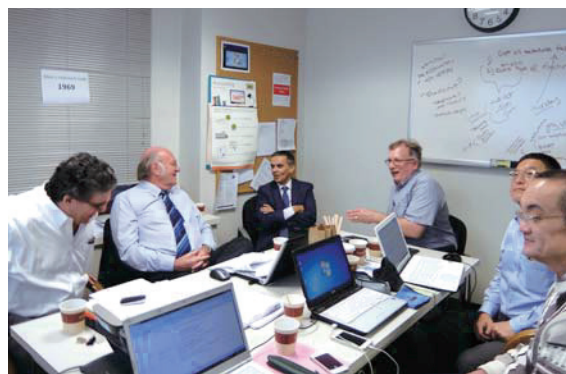
ISO/WD19475 Part2 : Storage

- (1) 構造を方針（ポリシー）+要件+コントロールとすることが合意された。これは他のPartも同様である。Storageに対する方針を追記することとなった。
- (2) 仏国から会議直前に非公式なコメントが送られてきたが、手続きに従っていないことから審議は見送られた。代わりに、11月第2週まで追加のコメントを受け付けることとなった。
- (3) 5.1 Information receptionにおける「登録」と「キャプチャ」の関係が不明との指摘があり、再整理することとなった。

ISO/WD19475 Part1 : Capture

- (1) 仏国から、4 General及び5 Business requirementsがISO 14641¹と重複していること、Part1からPart3に共通する事項であり、各パートの構成を見直すべきとの指摘があった。解決策として4章、5章の内容をPart2と

¹ Specifications concerning the design and the operation of an information system for electronic information preservation



ISO/TC171/SC1/WG9の会議

Part3にも転記する案と、Part1から4章、5章の内容を削除し、4章、5章の内容をホワイトペーパーとして無償で参照できるようにする案が検討され、米国および仏国から賛同の得られた後者で決着した。

- (2) 仏国から、1.Scopeの第一文はIntroductionに移すべきとのコメントがあり、了承された。
- (3) これらの議論の結果、指摘事項を反映することでPart1とPart2をDIS登録し、DIS段階に進めることが出席者全員一致で合意された。結論を言えば、我々の当初の目的は達成されたことになる。

ISO/CD 19475 Part1、Part2 及び ISO/WD19475 part3に関する決議

これらの議論を踏まえ、修正方針確認を行い、Part1とPart2はDIS段階に、WD19475-3はCD段階に進めることが全員一致で決議された。今年11月末までにDIS投票及びCD投票テキストを作成し、投票に入る。

ISO/DTR 15801

- (1) DTR15801の投票コメント審議（ロシアからのコメントが大半）を行い、コメント内容は全て解決された。

WD (Working Draft [ワーキングドラフト]) : 規格を策定する際の一番最初に作成する原案である。これを基にして、提案されたISO/TC171/SC1の委員はこの提案を規格化すべきかどうかを判断し、投票を行う。この投票のことをNWIP投票という。

CD (Committee Draft [委員会提案]) : NWIP投票を通過し、内容を議論する段階になると、規格はこのように呼ばれる。内容を詳細に吟味し、この段階で修正される個数も程度も一番多い。この議論を通過すると、次ぎの投票をするためにDIS (Draft of International Standard) として登録するかどうかを決定する。

DIS (Draft of International Standard) : DISに登録されると、投票が行われる。DISになると、原則的には技術的な内容は変更できなくなる。変更して良いのは表現をよりわかりやすく、妥当なものにするだけである。DIS投票で全会一致の賛成が得られれば、そのままその規格はISOの事務処理を経て、国際規格となる。ただし、DIS投票で全会一致での賛成が得られなかった場合には、FDISという次の段階へ進む。これがISOでは最後の投票である。通常は、FDIS投票を行う前に、Ballot Resolution Meetingを開催し、反対国の意見を取り入れて、FDISで全会一致の賛成が得られるように内容を変更する作業が行われる。どのようにしても折り合いがつかない場合には、国際規格にならない場合も、少ないがある。

(2) 論点は、

- (a) 記録管理の観点からの記述強化
- (b) DBの扱い
- (c) ESIの定義

であった。

- (a) 記録管理の観点からの記述強化はスコープが違うことから却下された。
- (b) DBについては非構造も対象とすることとなった。
- (c) ESIの定義はISO/IEC27040 (Storage security) にある下記定義を使うことになった。

“data or information of any kind and from any source, whose temporal existence is evidenced by being stored in, or on, any electronic medium”

- (4) 今後、今回のコメント審議結果を反映した版を作成し、TRとして発行することとなった。

その他イランからの提案

イランから提案のあった写真や新聞等の電子化に関する標準化提案が新プロジェクトとして可決されたことから、関係するTCのメンバーでもある臼井がリエゾンを務める方向で了承された。来年5月にベルリンで開催されるプレナリー会議で正式な手続きが取られることになった。

今後の見通し

今回の会議で、ISO14641とのスコープの重複を理由にISO19475の標準化に強硬に反対していた仏国との調整が実現し、ISO/CD19475 Part1、Part2がDIS段階に進むことが決まった。米国からも好意的な支援が得られ、これからは日・英・米の協力体制で進めることができる。大きな山を越えることができた。

EM2015 プライベートクラウド・エンリーシステムは

QCD+S で理想的な運用を実現します。

Q

.....品質の向上

C

.....コストの削減

D

.....納期の順守

S

.....セキュリティの強化

JIS029キーボード



※信頼性と耐久性に優れた「静電容量方式(無接点)」を採用しました。
※キーの荷重が30gのため、指への負担が少なく疲れにくい設定です。



株式会社

ハツコ-エレクトロニクス

■お問い合わせは
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8
Tel.03-5645-1561 FAX.03-5645-1563
sales@hatsuco.co.jp
<http://www.hatsuco.co.jp>

公文書から読み解く

横浜で解放された清国の奴隷と芸娼妓

JIIMA 広報委員会

なが い つとむ
長井 勉

横浜は安政6（1859）年の開港以来、日本の玄関として国際交流の口火を切った土地である。有名な狂歌「泰平の眠りを覚ます上喜撰（蒸気船）、たった四杯（隻）で夜も寝れず」に詠われる一連の出来事は、ペリーが4隻の船と共に嘉永6（1853）年7月、日本に來航した時のことをあらわしている。ペリー率いる黒船は、石炭や食糧などの補給基地と遭難時避難港として候補になった沖縄、小笠原諸島を経由して、浦賀港に投錨した。特にアメリカ海運界にとって長距離航海に必要とする燃料用石炭が日本列島及びその周辺で補給できることは悲願であった¹。

特命全權公使の肩書を与えられたペリーは事前に、日本人は誇り高く、恥辱を忘れない性格だから武力の威厳を示して接すれば、それが友好の印となるであろうと聞いていた。ペリーは翌年も再訪し、安政元年（1854）3月、日米和親条約が締結した。

安政3（1856）年、タウンゼント・ハリスは、通訳のヘンリー・C・J・ヒュースケンと一緒に伊豆・下田に來航した。その目的は、ペリーが果たせなかった日本との通商を結ぶことだったという。交渉の結果、安政5（1858）年にはポーハタン号上で結ばれた日米修好通商条約によって開港が定め

られた。それから14年後、国際的な地位も確立していない日本が世界を相手に正義を主張した事件に発展する清国人奴隷解放「マリア・ルーズ号事件」が起こった。

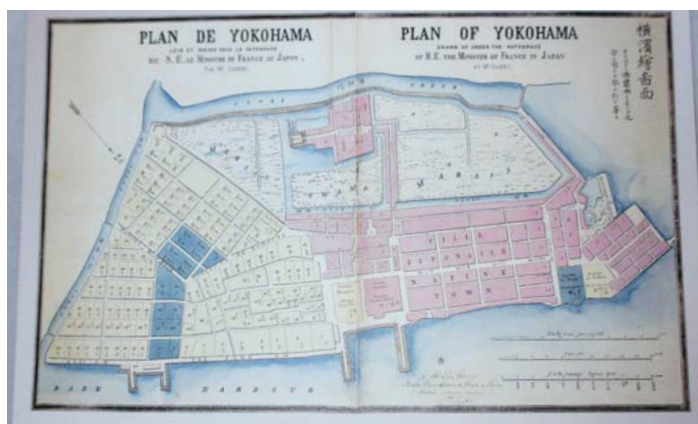
神奈川県権令 一大江卓

JR桜木町駅を降りて国道16号線を尾上町交差点に向かう途中に大岡川にかかる大江橋（明治3（1870）年開通）がある。この橋の名前は神奈川県権令（現在の知事、もしくは副知事に相当）を務めた大江卓^{おおえたく}に由来する。彼のプロフィールを記すと、高知県出身の大江は縁あって土佐陸援隊に入り倒幕運動に参加した後、明治5（1872）年、当時の神奈川県令の陸奥宗光^{むつみつ}によって県参事に抜擢された。その後開港後の神奈川や横浜のインフラ整備に活躍し、三条実美^{さんじょうさねとみ}に認められていた外務卿副島種臣^{そえじまたねおみ}から権令に抜擢された経歴を持つ²。大江は副島の命で「マリア・ルーズ号事件」に深くかかわった。正義をもって奴隷開放に尽力した副島と大江に当時横浜に存在していた中国人互助団体「中華会館」（明治4（1871）年に清国人集会所から改称）から大旆（^{たいはい}大きな旗）が御礼として贈られた。このことを筆者が知ったのは、平成15（2003）年11月



ペリー艦隊の旗艦ポーハタン号

（山口コレクション「金河奇勝〈横浜開港画巻〉」神奈川県立公文書館所蔵）



横浜絵図面（「クリベ作成」横浜開港資料館所蔵）

1 「ペリーは、なぜ日本にきたか」（昭和62年4月曾村保信著 新潮社）

2 「大江天也伝記」（昭和62年9月雑賀博愛著 大空社）神奈川県立図書館所蔵

に神奈川県立公文書館の開館10周年を記念して開催された「開国と神奈川—国際交流事始—」の展示会であった。ここでは事件のあらましを解説し、奴隷解放だけではなく、この事件から波及した史実を歴史公文書より探してみたい。

マリア・ルーズ号事件

清国のアメリカへの移民の歴史は古く、1848年のカリフォルニアのゴールドラッシュを発端とし、嘉永3(1850)年には44隻の移民船で香港から約25,000人が渡米し、万延元年(1860)にはカリフォルニアの人口の10%が清国人で占められていた。しかし1870年代、現地では組織的な清国人排斥運動が起き、清国人の移民先が北米から南米にシフトせざるを得ないことになった。その矢先、この事件が起こった。

明治5(1872)年6月、マカオからペルーに向かう船が暴風に遭遇し、修理のために横浜港沖に停泊したペルー船籍「マリア・ルーズ」号、この船から脱出し、助けを求めた清国人がいた³。当時は鉄道工事や農業開拓にマカオからポルトガル人が斡旋して大量の清国の苦力(クーリー)がペルーに送られた時代である。この脱走清国人の話によるとマカオ出港時の契約条件とは異なり、狭い船倉内の劣悪な環境下で生活を強いられていたのだという。船倉から甲板への梯子をはずされ、甲板を歩くことすら禁止された。なかには国への忠誠を表す弁髪を切られた者もいたという。

元号が「明治」に改まったわずか5年の日本にとって外交交渉は苦手なうえ、国内の地租改正を控えたなか、この難問に政府は関わりたくなかったが、外務卿副島種臣だけは積極介入を主張した⁴。

副島は苦力を保護し大江に調査を命じ、この船を奴隷船と断定したが、条約未済国の人民を取り調べ裁判するには、慶應3(1867)年10月に定められた「横浜外国人居留地取締規則第4条」によって外国領事館に相談することになっていた。しかし新政府に代わっても未だに外国領事に干渉されている実態をなんとか打破したいと考えていた大江はそれを無視して進めた⁵。

調査の結果、契約書とは異なる不法な対応をしていたこの船は奴隷船と判明した。裁判において当該船のポルトガル人船長は「国際法を無視している、日本が事件を裁くことはできない」と強く主張し、さらに第1回目の裁判で提出された弾劾書の中で「人身売買は日本の法律や規則では禁止されて

いない。また清国人と結んだ契約書はどこでも通用する」と開き直った。事実、明治2年、新政府下で「娼妓は牛馬と同じで売り買いされる人だ。こうした人の売り買いは禁止したい」と刑法官権判事は訴えてはいたが制度の廃止までには至っていなかった。大江にとっては痛いところを突かれたが結局、明治5(1872)年8月に判決が下り、9月には229名清国人は解放され本国に向かって出航した。記録資料では、当初清国人231名、送還時229名とあり、2名の人数差は不明である。

「ザ・ジャパン・ウィークリー・メール(The Japan Weekly Mail)⁶」の明治5(1872)年8月10日、24日、31日版にはマリア・ルーズ号事件の裁判状況、原告・被告のそれぞれの意見などが掲載されている。たとえば31日版、「Law & Police」の欄では「The Court met as here to force, Mr. R. Robertson, H.B. M's Consul, alone of the foreign Consuls, occupying a seat on the Bench, the other Consuls having withdrawn, and after having stated that the judgment and finding had been submitted to the Foreign Department, Mr. Hill said that the judgement had also been considered by the Consular Board and approved by the English Consul. (法廷内には他国領事不在の中、英国領事ロバートソンだけが座っていた。県顧問弁護士ヒルは事前に県外務部に提出された判決文を述べた)」と冒頭に書かれ、それ以降の文面には日本側の主張が書かれていた。

無事解放された清国人が横浜港から出航した時と人数を調査せねばならぬと思い、「ザ・ジャパン・ウィークリー・メール」に記載されている2ヶ月間分の横浜港出入船の報告欄を追ったが見つけれなかった。そこで「横浜毎日新聞」を丹念に見ていたら4行の記事が見つかった。それは明治5(1872)年9月13日付第553号にタイトルも何もなく「當港に滞留罷在す白露國引合支那人二百二十九人の者ともを支那官吏陳福勲へ引渡相成即同人附添にて今十三日米國郵船へ為乗組帰国相成す事」と書かれてあり、229名が9月13日、清国の特使、陳福勲チンフクケンに伴われ帰国したことが判明した。その他、7月12日同紙には「マルヤーン船客総数219名支那人は県庁

3 開館10周年記念特別展示平成15年11月発行「開国と神奈川—国際交流事始め—」パンフレットから

4 「マリア・ルス事件」(昭和56年5月武田八洲満著 有隣堂)

5 「マリア・ルーズ号事件」(昭和52年12月海島隆著 国土社)

6 横浜開港資料館によると「ザ・ジャパン・ウィークリー・メール」は、W.G.ハウェルとH.N.レイが明治3(1870)年1月22日に創刊した。大正6(1917)年に一旦休刊したが、その後「ジャパン・タイムズ」に吸収、合併された。

を引き上げて本町通り6丁目官舎宿屋へ」の記事もあった。人数の差はわからずじまいだが事件の顛末、海外紙の事件批評などもみつけることができ、世界を駆け巡った出来事であったことがわかった。

その後、ペルー政府からの申し立てによって損害賠償を求められた国際裁判となったが日本側は「日本領海内の事件なので裁判権は日本にあり、規則第4条は便宜上の取り決めである」と主張した。公平性を期するためロシア皇帝が仲裁に入り、日本が勝訴したのは明治8(1876)年2月だった。

太政官令第295号達「芸娼妓解放令」

さて話は芸娼妓の解放に移る。アメリカ大統領リンカーンが奴隷解放宣言をしたのが文久2(1862)年9月、すでに10年が経過しているにも拘わらず日本では、依然として遊郭での人身売買がみられた。清国人奴隷解放を契機に、大江は悪習俗下の娼妓を解放させることが日本の近代化に必要であると考えたに違いない。なぜなら大江は政府布告よりも早く、明治5(1872)年9月17日、県令で「芸娼妓等すべて人身売買に類似の所業禁止の事」の交付をしている⁷。それは「当管下在町ノ婦女子年季ヲ定メ、遊女芸者井宿場飯女、或ハ洗濯女其、他種々ノ名目ヲ付、身売奉公ニ差出候儀、向後一切不相成事。(以下略)」年季を定めた遊女芸者、飯女、洗濯女など種々の名を付けた身売奉公は今後一切してはいけないという趣旨であり、写真(下)がその原文である。

大江の意向によって政府も反応し、同年10月2日、太政官令第295号となって発せられた。それを受けて大江は「(前略)同上ノ娼妓芸妓ハ人身権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラズ、人

ヨリ牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ルノ理ナシ(中略)金銀井売掛ケ滞金等ハ、一切債ルヘカラサル事(以下略)(年季を設けるなどの名目で拘束した娼妓芸妓は牛や馬ではない。牛や馬に返済を求めることはしないなら売掛があっても返済する必要はない)」という内容の布告をした。人を牛、馬と同じに扱えないという理由が判りやすい。

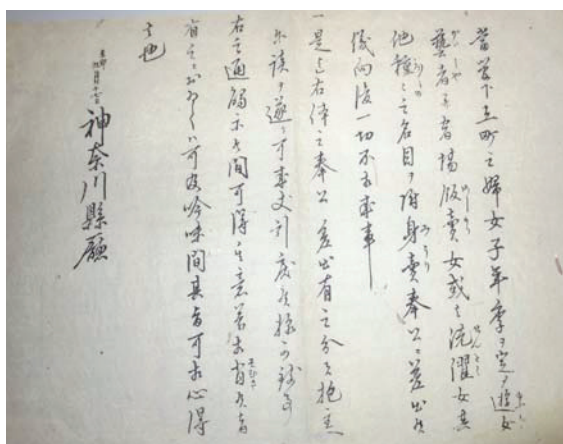
横浜の遊郭とハリス

当時、横浜には遊郭が数ヶ所あり⁸、なかでも現在の横浜スタジアム辺りにあった港崎町遊郭^{みよざき}は安政6(1859)年6月に開業した遊郭である。その他太田町、吉原町、高島町、長者町、真金町にも点在していた。慶應元(1865)年頃から元町の谷戸付近、御代官坂あたりに遊女屋が現われ、外国人を顧客としていた時代もあった。明治3(1870)年、取締りが強化され県から次の通達も出された。「往来ノ外国人へ売淫致者有之ニ於テハ、当人ヲ始メ、関係者一同徒罪申付、其町村役人家主共、夫々嚴重の可及沙汰云々(売淫に関わるすべての人、営業場所の家主まで嚴重に取り締まる)」というものである。この通達後一時は沈静したようだが、治外法権の居留地では効果なく、また単独営業行為もあり、風俗営業は続いていた。

慶應2(1866)年、港崎の豚肉料理屋の鉄五郎宅から出火した火事で港崎遊郭は焼失し、その後、明治9(1876)年、外国人設計者による都市計画を描きながら日本初の西洋式公園、彼我公園^{ひが}(その後、横浜公園と改称)が完成し、その中央に明治13(1880)年、新たに外国人のためにクリケット、フットボールのグラウンドも建設された。

話は変わるが、下田に来航し、以来約5年の長期滞在異邦人、初代駐日公使タウンゼント・ハリスと領事館通訳ヘンリー・C・J・ヒュースケンの現地での生活が知りたく、資料を探していたら「雑学 艶歌の女たち(西沢爽著・文春文庫)」に出会った。それによると艶福家であったハリスは安政3(1856)年、来日から下田時代、「唐人お吉」で有名な「おきち」(支度金25両、月額10両)を、そして「さよ」を囲い、安政5(1858)年麻布善福寺内に公使館が設けられてからは、わざわざ人目のつかぬ神奈川本覚寺に生娘「お豊」を月30両で囲った。

ハリスについては「酒を飲まない、敬虔なクリスチャン」



神奈川県令御布告「芸娼妓解放令関係」(神奈川県立公文書館所蔵)

7 2と同じ

8 横浜市の史料

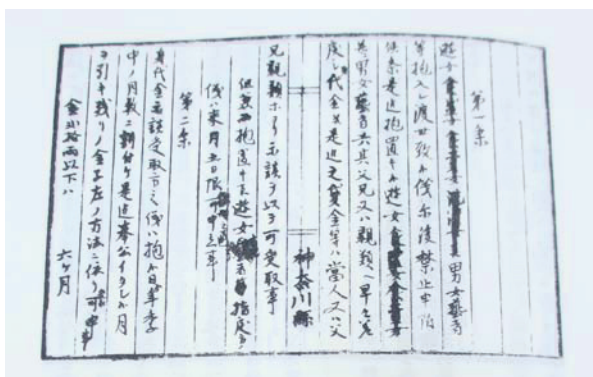
と「酒を飲むと女を呼べ」の極端な二説があるが、古今東西問わず男は二面性を持つものである。ハリスは帰国後、こうしたことが逆に影響したのか、亡くなるまで独身を通し、明治11(1878)年2月、ニューヨークで一人わびしく鬼籍に入った。74歳だった。

一方、通訳であるヒュースケンも負けてはいない好色家であった。同じ頃「麻布坂下町清吉店久次郎娘こう事『つる(遊女名)』18歳、右ハ横浜表遊女屋玉川楼へ三ヶ年季40両にて遊女奉公に差し出し置きたる処、この度麻布善福寺に滞在する重国通辞ヒュースケン月雇囃妻に相成り云々(同書記載、『嘉永明治年閏録』から)」とあり、ハリスのそれを超す月額で3年契約を結んだが、楽しみも半ばで万延元(1860)年12月、薩摩藩士に暗殺された。それは無防備で件の家に出かける途中の時だったのだろうか、29歳の若さだった。

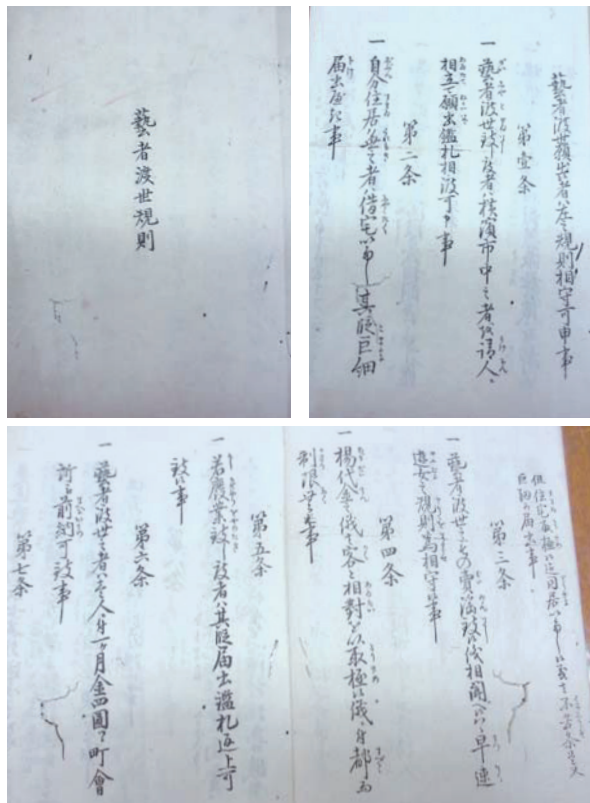
芸娼妓の解放と貸座敷制の提案

大江は太政官令を受けて、第一条から八条にわたる芸娼妓解放の条例を發布した⁹。人身売買は禁止されたが、娼妓の働くことまで禁止したわけではない。この条例で新たに貸座敷敷制を提案し、娼妓の独立した地位での営業を認めたが、この画期的な意味が理解されず受け入れられるには時間がかかったという。鑑札を渡し営業許可を与える制度であったため、彼女らからは値段まで決めてほしいと県庁に問い合わせがあり、大江は1時間当たり25銭とした。高すぎて客が減り大江は半額にした経緯もある。

その条文の一部を下記写真から紹介しよう。「遊女男女芸者等抱入レ渡世致候儀、爾後禁止申付候、是迄抱置キ候遊女、ナドニ男女芸者共、其父兄又ハ親族へ早々差戻シ、身代金ナド是迄之貸金等ハ、当人又ハ父兄親類等ヨリ示談ヲ以テ可受



大江自筆の一条から八条の条例草案の一部(神奈川県立図書館所蔵)¹⁰



芸者渡世規則 (神奈川県立公文書館所蔵)

取事(遊女芸者を抱える商売は禁止する。彼らを親族の元に返し、これまでの借金などは示談で処理する)」というものだ。

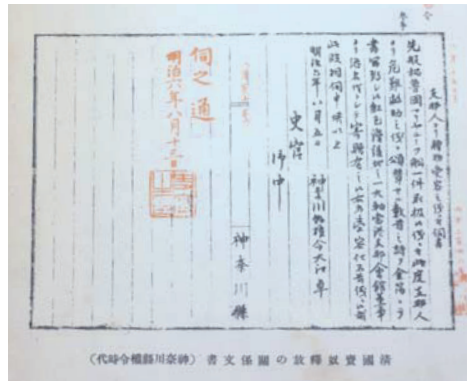
面白いことに、第四条では「当人共抱主ノ手ヲ離レ候後、自分ノ好ニヨリ更ニ遊女芸者イタシ度キモノハ、其旨願出候ハバ、其始末取調べ候上、右願指免シ、鑑札相渡可申事(解放されても自分で遊女芸者したいなら調査の上、鑑札(許可書のようなもの)を与えることもできる)」としたのは、きっと簡単には廃止できない風俗産業であるから、人身売買が一掃されれば貸座敷敷制度を設けて営業させるのも止むを得ないと感じたためであろう。少なくとも人身売買だけは避けてもらいたいということは大江の唯一の願いであったと思われる。

神奈川県公文書館では「武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣石井家文書」の一部をデジタルアーカイブ化し、一般に閲覧・利用させている。上記写真はこの文書群の明治5(1872)年10月、一部に虫食いが見られるが大江が発した「芸者渡世規制」の原本である。

これは風俗営業のルールを定めた規則である。無法な人身売買に替わって、遊女が自立して営業できるようにとの配慮でもある。鑑札を掲げ、月4円を町会所に納めることや新規の営業の場合、親や親戚の承諾印も必要とするなど八条にわたり細かく通達した。

9 2と同じ

10 2と同じ



明治6年8月『清からの贈答品受容の伺い書』
(神奈川県立図書館所蔵)

中華会館から
贈られた大旆¹²

大江に贈られた大旆

明治6(1873)年8月5日、大江は「支那人より贈物受容之儀ニ付伺書」を史官に提出した。それには「先般秘露國マリヤ・ルーツ船一件取扱儀ニ付此度支那人より危難救助ノ儀ヲ頌賛セル数首ノ詩ヲ金箔ニテ書写致シ紅色滑綾地之一大軸當港支那會館董事ヨリ総名代トシテ寄贈有之候 右者受容仕不苦儀ニ候成 此段相伺申候(先般ペルー国籍マリヤ・ルーツ号の件を取り扱い、支那人より救助の御礼を表した数首の詩が赤色の生地に金箔で書かれている一大軸を支那会館役員から代表として寄贈を受けたいがお伺いしたい)」という主旨のことが書かれている。大旆は中華会館から大江と外務卿副島種臣に贈呈された(写真左上)。当時横浜に来ていた清国人は約千名を超え、コック、通訳、荷夫、下僕などの仕事をしていた¹³。仲間意識を高め、生活上必要なコミュニティとして清国集会所が発足し、後に中華会館と改称された。

神奈川県立公文書館では平成21年開催の横浜開港150周年イベント準備中、展示予定の大旆について以下のように説明している。「この大旆は鮮やかな刺繍の中に金色の文字で感謝の言葉や漢詩が記されています。この文字は従来金泥(金粉を膠水で溶きませたもの)で書かれているとされてきましたが、今回の修復時の調査で、胡粉を膠で溶いたもので文字を書いた上に粒の細かな金粉あるいは金箔を乗せて仕上げたものであることが判明しました」。

「現在、文字が白く見えるのは、金が剥がれおちて地の胡

粉と膠が露出しているからだったのです。また、縁裂の下にも刺繍が施されていることがわかりました。以上は今回の展示の準備にあたって発見されたことの一部にすぎません。新たな発見があり次第お知らせしたいと考えています(「公文書館だより22号」から転載)。こうした記述から聞いただけでも金襴豪華なもの

と推察される。その大きさは縦348×横187cmであり、とても重くて上から吊るすことができないと想像する。

幸いにも戦時中被災することなく、大江の子孫である大江穂子氏と原田亮一氏は昭和34(1959)年5月神奈川県に寄贈し¹⁴、この年の11月、初めて神奈川県立図書館で一般公開された。

事件から120年経過した平成5(1993)年6月、事件資料を記録した短編映画「マリア・ルス号事件—人間の港ヨコハマ」が横浜・関内ホールで上映された。上映前の産経新聞の記事は、「明治人の勇気と正義を振り返り、現代における日本人の人権意識を改めて見直そうという試みだ」¹⁵と評している。この映画を筆者は残念ながら観ていないが、今の日本人の人権意識を改めて考え直す興味深い映画でもあったそう。事件に関わることを避けていた政府を説き伏せた副島と大江の勇気を讃えたい。このような人物がいたことを神奈川県史からも読むことができる。

鉄道開通時に大江が命じた各戸の国旗掲揚

東京横浜間の鉄道が開通したのは、明治5(1872)年9月12日である。この時、大江はこれまで天皇陛下に対してご臨場の際に直接祝辞を奉ることがなかったので、宮内省にお願いし承諾を得た¹⁶。この結果、初めてこの時に陛下が人民から祝辞を受けられることとなった。横浜市民からも祝辞を奉ることになり、市民の総代は原善三郎、茂木惣兵衛、増田嘉兵衛、高島嘉右衛門、吉田幸兵衛等であった。さらにこの日、横浜市内の1軒ごとに日の丸国旗を掲揚した。これが祝祭日

11、16 2と同じ

12 「マリア・ルス号事件関係資料集」(石橋正子編著)神奈川県立図書館所蔵

13 「横浜居留地の清国人の様相と社会的地位」(佐々木恵子著)

14 12と同じ

15 平成5年6月1日付「産経新聞」

に国旗を掲げる習慣の始まりであるという。ここでも大江の指導力と行動力が発揮された。その後、大江は神奈川県県令を辞し、土佐拳兵計画に参加し禁固刑を科せられたが、明治23年衆議院選挙で国会議員に当選、その後実業界に転身し、大正10(1921)年、波乱万丈の生涯を終えた。

事件の顛末を書いた「夜半鐘声」
やはんのしょうせい



夜半鐘声（神奈川県立図書館蔵）¹⁷

この写真は石橋正子編著「マリア・ルス号事件関係資料集」から転載させて頂いた。表紙には「観善為人第一件（良いことをした人の出来事）」とあり「戒拐販人口出洋論（人を誘拐して外国に売ることを戒める論）」のタイトルのあと「天

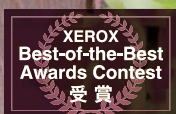
17 12と同じ

地は人が生きることを徳とし、聖人賢者は人の害を除くことを徳とするといわれている」で始まり、事件の一部始終が書かれている。

日本と清の間で明治4(1871)年9月に日清修好条規が結ばれた。外交使節の交換や領事の駐在、通商関係も欧米列強と同じ待遇を認め合うなどの取り決めである。しかし欧米列強からは軍事同盟の疑惑をかけられ、遅れていた批准が、マリア・ルーズ事件を契機に明治6(1873)年4月に交換されたことは喜ばしいが、両国の平和友好は長くは続かず、それから21年後朝鮮半島をめぐる日清戦争が勃発した。

以上、歴史公文書からマリア・ルーズ号事件の顛末、奴隷解放と遊女人身売買禁止の話をみてきたが、ここから世界を相手に正義を貫き、ひるむことなく国際外交裁判に勝訴した大江の功績を知ることができる。稚拙な外交を繰り返したこともある日本だが、開国間もない時代、世界を相手に戦った人物がいたことを決して忘れてはならない。これらの史実は公文書があるからこそ知ることができるもので、公文書からは語られるべき歴史をいつでも読み解くことができる。

- 筆者注) 1. 引用させて頂いた本によって「マリア・ルス」、「マリア・ルーズ」、「マリア・ルーツ」、「マリア・ルーツ」と呼称が異なるが、そのままの表記とした。
2. 「奴隷」「芸娼妓」は不適切な用語であるが、時代背景、引用書などから、そのまま記載した。







お好きな写真と文字による
世界に一つの贈り物専門店

sense121 (センスイチニイチ) とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入りラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

APIX
株式会社アピックス

■ 本社
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06) 6271-7296
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail info@apix.co.jp

■ 東京支店
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 新富町営ビル
TEL.(03) 5879-7291(代) FAX.(03) 5879-7296
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404

無駄なことも多かった

昨年、米大統領選ではトランプ氏が勝って、不安が渦巻いている。株式相場は、クリントン候補が優勢と伝えられて一時1000円高騰したが、トランプ大統領誕生が濃厚となり急落した。しかし、その後、トランプ氏の経済政策への期待が高まり、連日上げる様相をみせた。

NY市場で上がるのは分かるが、これから日本に対して厳しい政策をとることが予想されるのに、なんで東京市場まで上がるのか。これもコンピュータによるプログラム売買の影響だろうか。

こういう状況で、日本で以前よりは活発になってきた起業家に対してこの先どうなるか分からないが、連載も残りわずかになってきたので、ささやかな自分の体験を述べて、参考にしてもらいたいと思った。

まず1円起業と言われる言葉があるが、本当に1円でできるのか。

株式会社として起業するには設立登記が必要だ。1円というのは資本金が1円でもできるということである。資本金を払い込む前には、公証人役場での定款の認証手続きが必要である。その手続きが面倒なので、インターネットで探したところ、安くやってくれるという司法書士事務所を見つけた。確かに相場より安いが、25万円かかった。

さらに、金融機関での口座開設と出資金払い込みの事務手数料なども必要だ。会社印、代表者印、銀行印なども作らねばならない。三文判でもいいが、ちゃんとしたものを作りたいので、数万円かかった。

法務局での登記申請、登録免許税、登記事項証明書などの各種証明書などで、印鑑代と司法書士事務所への支払いを除き20-30万円かかってしまった。

会社の届けについては、参考書籍が出ているので、興味のある人は読んでみるとよい。

今思うと、最初から司法書士事務所に丸投げしないで、自分でやってみれば余計な出費はしなくてよかったかもしれない。疑問点が出るたび、法務局に電話したら、何度も親切に答えてくれたから。

2度ほど法務局に足を運び、やっと株式会社を設立した。定款には、免許が必要で、とてもできないような事業内容も書かれている。というのも、司法書士事務所で、したい事業内容を聞かれ「将来、こういう事業もできればいいなと思っ

ているんですが」と答えたところ、「それも書いておきましょう。後で付け加えるのは面倒ですから」と言われたからだ。それが何かは、とても恥ずかしいので、書くのは勘弁してもらいたい。

2年近く経って、このまま資本金を使っているとマイナスになってしまうので、増資をしようと思った。増資するには、定款で資本金を変更しなければならない。資本金変更の定款書き換えは法務局に申請しなければならない。そのためには、株主総会を開かなければならない。その議事録が必要だ。

困った。なぜなら、株主は私1人、会社も私1人である。つまり、私は株主側全員と会社側全員である。なんて書けばいいのか。

そこで、久しぶりに法務局に電話した。「すいません、増資したいのですが、株主は私1人、会社も私1人なんですが、それでも総会を開かなければいけませんか」。電話に出た法務局の人は、一言「開いてください」と言った。

そこで、私は総会を開くことにした。場所は、本社になっている我が家である。何年何月何日、株主から増資の案が提案され、これを全会一致で可決したとのかいう文章を作った。本当にやったら、株主側と会社側の椅子を往復しなければならず、妻が見ていたら、発狂したのかと驚いたであろう。全部頭の中の作りごとである。日本の制度は、文書が尊重されるあまり、こういう頭の中の出来事も、実際行われたことにしなければならない。なんかおかしい。

会社のHPはだいぶ前に作ったが、自分でソフトを買ったせいか、いかにも素人が作ったものである。HPを作る必要などなかったのではないかな。閲覧者の多いSNSのほうが、よほど会社と商品を知ってくれる。

そもそも株式会社にする必要があったのか。毎年赤字会社だが、法人として、わずかだが地方住民税を払わなければならない。商工会議所にも入ったが、得るものはなかった。結局、国と司法書士事務所などを儲けさせただけだった。60-70万の出費である。無駄なことをしてしまったかもしれないと思っている。

.....
茂谷 知己 (もたにとみ)

早稲田大商学部卒後、産経新聞東京本社に入社。政治部・経済部を経て法務次長、知的財産管理センター上級専門委員を務める。定年退職後は株式会社WOW LIFEを設立。インターネットを利用した新ビジネスを展開中。<http://wowlife.info/index.html>

電帳法スキャナ保存ソフト認証 第1回審査で5社7製品を認証

JIIMA認証制度に新たに加わった「電帳法対応スキャナ保存ソフト法的要件認証」制度が昨年秋よりスタートした。10月の第一回の審査には、ちょうど開催されるeドキュメントJAPANの展示に間に合わせようと7製品の申請があった。

審査はその製品（ソフト）の機能や仕様が電帳法スキャナ保存の要件リストに合致するかを専門機関でジャッジされたのち、学識経験者や有識者で構成される認証委員会で判定される。

厳選な審査の結果、申請のあった全製品が認証された。認証されたのは、富士ゼロックス「ArcSuite Engineering」「Apeos PEMaster Evidence Manager」「DocuShare」、リコー「Ridoc Smart Navigator V2」、TKC「TKC証憑ストレージサービス（TDS）」、ハイパーギア「WWDS証憑アーカイブ スタンダード」、PFU「業務支援パッケージ スタンダード」。認証製品にはJIIMA認証ロゴの使用が5年間認められ対外的にアピールできる。認証製品は国税当局にも通知されるため、国税お墨付き製品ともいえるだろう。

申請書類や審査の要件は、http://www.jiima.or.jp/soft_certification/ へ

申請が13倍に！ H27年度税務統計で規制緩和効果絶大

昨年11月3日国税庁は、平成27年度の電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況（税務統計）を公開した。それによると、スキャナ保存の要件が厳しかった平成26度の申請件数が25件と二桁台だったものが、大胆な規制緩和が決定した平成27年度には322件と13倍に急増した。承認件数も26年度までは累計152件が380件とこちらも2.5倍に増えた。

足かせだった3万円以下の条件、実印相当の電子署名などが外れ、一定の事務処理要件を満たせばスキャナ保存が可能となったからだ。

平成28年度からはスマホやデジカメでの記録保存も可能となる。モバイル・テレワークが進む中、来年の統計では四桁台が見込めるかもしれない（詳細は11P）。

山田修三 元複写連会長 旭日小綬章を受賞

元日本複写産業協同組合連合会会長で、株式会社サンコー（会員No.128・札幌市）の会長を務める山田修三氏にこのたび、旭日小綬章が授与された。

平成28年秋の叙勲で、団体・企業経営等の各分野で顕著な功績を挙げたことが高く評価されたもの。11月9日伝達式が行われた。

ほか、JIIMA関連では元国会図書館館長の大滝則忠氏が図書館事務功勞として瑞宝重光章が授与されている。

DS連 全国大会に160名の参加

2016年10月28日、日本ドキュメントサービス協同組合連合会（DS連・森下修至会長）の第27回目の全国大会が有馬で開催された。

複写産業界は、時代変遷にともなうジアゾ感光紙の供給の終結、全国の複写関連組合員の再編・減少などさまざまな出来事が激変するなか昨年6月、これまでの複写という狭い領域からドキュメントサービスという領域にチャレンジすべく名称変更をしたばかり。今回はこうした思いを鼓舞し、所属員や賛助会員そしてパートナー会員や同業企業が一同に会し、次の時代へのサービスビジネスの可能性を体感し確信できることを意図し企画された。参加者は160名を超えた。



大会は開会のセレモニーに始まり、会員企業が取り組む新しいサービスの公表を中心とした「明るい分科会」、参加者全員での「歴史的記念撮影」そして「ワクワク大懇親会」と参加型の盛り沢山の全国大会となった。

ニッポン最大級の帳票&BIカンファレンス ウイングアークフォーラム開催

ウイングアーク1st株式会社（会員No.1016、代表取締役社長・内野弘幸氏）は昨年10月の大阪を皮切りに全国6都市でWingArc Forum2016を開催した。今年はIoT、AIが焦点。製造業などユーザー企業での事例や実証実験の過程から、「未来の当たり前」を引き出した。もはや帳票は電子化クラウド利用、データはリアルタイムで分析される。ペーパーレスはロケーションフリーを生み出し、収益に貢献する。こうしたデジタルトランスフォーメーションはすべての企業が直面する問題だ、と基調講演の中で展望した。



11月9日の東京会場ではフォーラム19セッション、展示は15社が出展した。

図書館展 図書館界の活性化を目指して開催

2016年11月8日～10日の三日間、横浜パシフィコにおいて、図書館総合展が開催された。今年は、公共施設複合化フェアを併設、多くの自治体での公共施設再建などさまざまな計画の中心に公共図書館が寄与できるよう企画された。

Jiima会員では、図書館で保存されているマイクロフィルムや図書・貴重書のアーカイブ化を勧める企業が出展。ドキュメントスキャナや大判スキャナでの電子化実演のほか、長期保存のサービスなどをアピールしていた。

米国図書館協会の情報案内展示や専門図書館の展示、防災と復興をテーマにしたゾーン、また展示ブースツアーなどが企画された。



ブース展示は150社以上、フォーラムは三日間で80数件が繰り広げられた。来場者は31,355名。

JIIMA光ディスクWG 光ディスクの仕組みと取扱いを実演で

東京国立近代美術館フィルムセンター（東京都中央区）はデジタル映画保存・活用調査研究事業のなかで昨年11月18日、「光ディスクの仕組みと取扱い」と題した講演会を開催した。受講者はフィルムセンターの方を中心に、映画会社や映像を取り扱っている団体などから42名が参加した。デジタル映画の保存と活用に関する講演会の一部であるこの講演ではJIIMAのアーカイブ委員会光メディアWGが講師となり、委員長解説のもと、委員がわざとマジックインキで汚した劣化メディアを作り、エラー測定や映像の再生をしてみせた。その他最新のドライブレ技術の紹介も行われた。

参加者からは、記録層や保護層の材質にまで及ぶ専門的な質問が寄せられ、活発な質疑応答が行われた。光ディスク表面には日常的にラベルやシールを貼っているとの発言もあり、光メディアの基本的な取扱い方法を知ってもらうよい機会となった。



全史料協 博物館でアーカイブズ をテーマに三重大会を開催

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は42回目の全国大会を昨年11月、三重県総合博物館MieMuで開催した。開館当初から公文書館機能を一体化して整備されたMieMuは新しい公文書館のモデルケースとして、今後の博物館における公文書管理のあり方を示した。大会は五つの研修会、委員会報告と活動報告、大会テーマ研究会というプログラム。大会テーマ研究会では、「三重県総合博物館のアーカイブズの業務（三重県総合博物館・藤谷彰氏）」と「戸田市立郷土博物館とアーカイブズ・センター（戸田市立郷土博物館・吉田幸一氏）」の二つの講演があり、今後は博物館のみならず、図書館を含めた三位一体（ライブラリー、ミュージアム、アーカイブズ）の連携による統合型知財拠点となることを提案して終えた。

リコー 魅せる印刷工場をオープン

株式会社リコー（会員No.15、社長執行役員・三浦善司氏）は、2016年11月16日、商用印刷に関する一連のワークフロー（受注から編集、印刷、後加工、梱包、配送まで）をお客様に体感いただく「魅せる印刷工場」として、「RICOH Customer Experience Center（リコーカスタマーエクスペリエンスセンター）TOKYO」を東京都大田区平和島にオープンした。



カタログやチラシといったリコーグループ内の販促物を自社製品で印刷する場だが、顧客もそのノウハウを体感できる。

RICOH Customer Experience Centerの設立は、プロダクションプリンティング事業をさらに拡大するためにワールドワイドで取り組むもので、ヨーロッパ（イギリス）、

アメリカ、アジアパシフィック（タイ）に続き、東京が4ヶ所目となる。リコーは各極の事例を共有・展開しながら、グローバルレベルでの提案も可能だとしている。

ハイランド マジック・クアドラント エンタープライズコンテンツ管理部 門で「リーダー」に選定

2016年11月2日、ハイランド社は、パートナー社による2016年度マジック・クアドラントのエンタープライズコンテンツ管理（ECM）部門で「リーダー」に選定された。ハイランドがOnBaseエンタープライズ情報プラットフォームで「リーダー」と選定されるのは、これで7年目となる。

ひとつのプラットフォームでさまざまな管理ができるOnBaseの柔軟性やShare Baseでのクラウドベースのファイル共有による人、プロセス、ケースのセキュアな連携実現など、ECM製品に対するハイランドの牽引力が企業として高く評価されたものだ。

各社ニュース

JIIMAに寄せられた情報にて構成
スペースの関係上、記載の省略あり

創立70周年

株式会社ムサシ（会員NO.7）は2016年12月5日、創立70周年を迎えた。JIIMAの前身「日本マイクロ写真協会」は設立時、ムサシの前身「武蔵商会」に事務局が置かれた。

移転のお知らせ

山路工業株式会社（会員No.153）

業務拡大のため、2016年12月5日より本社を下記に移転した。
〒510-0084 三重県四日市市栄町1-11
電話・FAX共、従来通り。

株式会社ジムコ（会員No.896）

2016年10月28日より東京営業所を下記に移転した。
〒130-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-4-16 ニュー小林ビル5階
電話 03-3527-3782
FAX 03-3527-3783

高効率ドキュメント入出力 「bizhub558」シリーズ

コニカミノルタジャパン(株)

大容量のドキュメントデータを扱えるA3モノクロ複合機。

■特長

- 無線LAN規格「IEEE802.11a/ac」に対応することで従来の約11.5倍（規格



bizhub558

最大値)の高速通信が可能。新たなスキャンモード「単純2値モード」を使えば、中間調の情報を含まないデータに変換されデータの軽量化が図れる。

- モバイルからのワイヤレス出力に加え、モバイル端末をかざすだけで複合機のログイン操作が可能。Webブラウザ機能では、社内外のWebコンテンツを操作パネルから入出力するだけでなく、サードパーティ製のクラウドサービス、社内サーバとの連携も可能。
- 紙文書電子化プロセスを自動化する文書処理・仕分け・印刷ソリューション「Dispatcher Phoenix」に対応。PDF

化だけでなくOCR処理やファイル名のリネーム、バーコード読み取りなどを設定でき、ボタン一つでファイル収集から処理・配信までを自動化。

- Scan to URL機能でスキャンデータ送信が手軽に。メール受信者が直接ダウンロードできる。

■価格(税別) (設置料別途)

bizhub558	2,110,000円
bizhub458	1,650,000円

■お問い合わせ先

コニカミノルタジャパン TEL0120-805039
<http://www.konicaminolta.jp/business/index.html>

オンデマンドプリントの多様な後加工に応える Versant3100Press / Versant180Press

富士ゼロックス(株)

新開発の後加工オプションを組み合わせたプロダクションプリンター。



Versant180Press

■特長

- 新開発の「フィニッシャー D6」は従来の容積の85%とコンパクト。標準搭載のスタッカーや平綴じステープル機能以外に、パンチ、表紙挿入、紙折り、中綴じ製本機能を追加できる。
- 本格的な中とじ冊子を自動製本。新開発の「中とじフィニッシャー D6」「天地トリマークリーサー D1」「小口トリマースクエアフォールドD1」を接続すれば、高品質な中とじ冊子が自動作成できる。折りによるトナー割れを気にしない画像の全面配置ができ、山折り/谷折りといった柔軟な折り筋を5本まで付けられる。

- グラデーションの再現性向上。2400dpiの高画質、紙52~350g/m²に対応。3100Pressは100ページ/毎分、180Pressは80ページ/毎分と高生産。
- 180Pressはオフィス向け機能を搭載。コピー・スキャン・ICカード認証機能に加え、GX Print Serverを経由しないでプリントできる。

■価格(税別) (フィニッシャー各種別途)

3100Press	19,880,000円
180Press	8,725,000円

■お問い合わせ先

お客様相談センター TEL 0120-27-4100
<http://www.fujixerox.co.jp/>

新刊紹介

あの「増補改訂e-文書入門」に新要件を完全付加！

効率とコンプライアンスを高める

e-文書法 電子化早わかり

この一冊でe-文書法が丸わかり。各省庁が定めた文書の電子化要件だけでなく、平成27年度改正の電子帳簿保存法施行規則に完全マッチ。国税関係書類のスキナ保存にすぐに取り組むことができる指南書です。

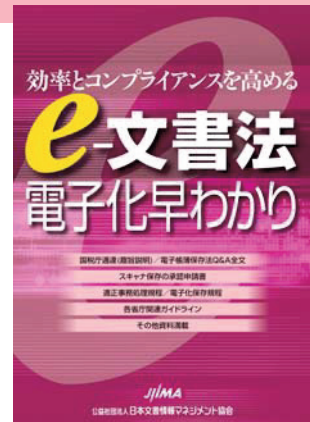
サンプル・参考資料満載！

スキナ保存の承認申請用紙のサンプル
適正事務処理規程／電子化保存規程
電子帳簿保存法取扱通達解説／
電子帳簿保存法Q&A

◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) TEL 03-5821-7351
<http://www.jiima.or.jp> 出版物・販売品 より

文書情報管理士検定試験用教科書

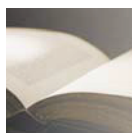


JIIMA法務委員会編
B5判 175ページ
ISBN987-4-88961-014-7
本体価格2500円＋税



月刊IM 2016 主要記事目録

1月号		
【年頭所感】	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 高橋 通彦	p.4
【新春対談】	付加価値で生産性が向上できる仕組みづくりを 電子化の知識創造社会へ 富士ゼロックス株式会社 栗原 博 社長 JIIMA 高橋 通彦 理事長	p.6
【報 告】	JIIMA米国研修 シリコンバレー最先端IT企業とシスコ電子化ユーザー、サービスビューロ視察研修報告 IT連携で新たな価値を生む米国の文書管理 株式会社アピックス 森田 一之・濱辺 秀男	p.12
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (32) 大分県公文書館所蔵 太政官伺書類	p.17
【解 説】	厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」運用のための解説書概要 診療録等をスキャナ等により電子化して保存する場合について 新市場開拓委員会 医療WG	p.18
【報 告】	日本イメージ情報業連合会 第39回総会仙台大会報告 日本イメージ情報業連合会 五十畑 嘉	p.22
【解 説】	東日本大震災を経験して感じた保存文書の重要性 石巻市 近藤 順一	p.24
【JIIMA委員会紹介】(3)	アーカイブ委員会 光メディアWG	p.26
【コラム】(19)	等身大の人間像の方が面白い 茂谷 知己	p.30
2月号		
【ケース・スタディ】	都立中央図書館のデジタル化データのマイグレーション(移行) 都立中央図書館 平安名 道江	p.4
【コラム】(20)	韓国のPさん一家のこと 茂谷 知己	p.9
【ケース・スタディ】	パロアルト市役所(米国カリフォルニア州) 調達部門の電子化 JIIMA 木村 道弘	p.10
【報 告】	JIIMA米国研修より 米国の情報ガバナンスの現状 JIIMA 木村 道弘	p.12
【寄 稿】	スキャナ保存制度見直しに伴う監査人の留意事項について 日本公認会計士協会の審理通達のポイントを探る 公認会計士・税理士 佐久間 裕幸	p.14
【寄 稿】	マイナンバー制度の民間活用について 個人番号カードの電子証明書を有効活用しよう GMOグローバルサイン株式会社 中條 勝夫	p.17
【寄 稿】	経営者の皆様へ 文書情報マネジメントの視点から正しい記録が健全な経営を支える JIIMA 長濱 和彰	p.20
【発 表】	平成28年度税制改正大綱 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し	p.21
【合格体験】	文書情報マネージャー 認定者からのひと言	p.22
【公文書管理】(12)	公文書の新たな歴史的評価にベクトルをあわせた千葉県文書館 IMナレッジコンテンツ委員会 長井 勉	p.23
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (33) 千葉県文書館所蔵 徳川氏朱印状	p.26
【報 告】	eドキュメントフォーラム「ECMサミット2015」実施報告 ECMの真価と今後の展望 ECM委員会 石井 昭紀	p.27
【JIIMA委員会紹介】(4)	ECM委員会	p.30
【標準化】	PDF関連規格標準化活動報告 進展するPDF2.0 標準化委員会 木村 道弘	p.32
3月号		
【ケース・スタディ】	ドキュメントストック“ゼロ化”への取り組み コニカミナoltaビジネスソリューションズ株式会社 今井 隆広	p.4
【ケース・スタディ】	ERPでも低価格でできる証憑電子化による経理プロセス改革 アイエックス・オープンシステム株式会社 長岡 純	p.8
【寄 稿】	タイムスタンプによる先使用権の確保 株式会社ハイパーギア 太田 雅之	p.12
【寄 稿】	東日本大震災アーカイブの5年間 生かされる記録の意義 東北大学災害科学国際研究所 佐藤 翔輔	p.16
【報 告】	平成28年JIIMA賀詞交歓会 進む電子化 追い風をとらえる一年に	p.22
【報 告】	経済産業省27年度事業 統合文書管理に関する標準化 国際調査 経営の仕組みとして定着する米国の文書管理 標準化委員会 伊藤 泰樹	p.24
【公文書管理】(13)	近代建築のレガシーも伝える名古屋市市政資料館 IMナレッジコンテンツ委員会 長井 勉	p.28
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (34) 国立女性教育会館女性アーカイブセンター所蔵 昨日一日をどう過ごしたか(稲取婦人学級資料)	p.31
【JIIMA委員会紹介】(5)	電子契約委員会	p.32
【コラム】(21)	ネットでイスラム女性を垣間見る 茂谷 知己	p.34
4月号		
【ケース・スタディ】	e-文書法の改正要件対応 スキャナメーカー PFUの実践例 株式会社PFU 古木 隆義	p.4
【ケース・スタディ】	浦安市立図書館における「浦安震災アーカイブ」の構築 浦安市立図書館 鈴木 均	p.9
【連 載】	CSRと経営 第1回「CSRは経営そのもの」を実践する富士ゼロックス 富士ゼロックス株式会社 吉江 則子	p.13
【コラム】(22)	私の犯罪歴と懺悔 茂谷 知己	p.17
【連 載】	なれっじスクエアスキャナプラス第1回 スキャナの成り立ち 株式会社PFU 白井 信昭	p.18



【Q&A】	eドキュメントフォーラムより 税務関係書類のスキャナ保存Q&A	p.20
【公文書管理】(14)	地元大学と連携 開港以来の歴史を受け継ぐ神戸市文書館 IMナレッジコンテンツ委員会 長井 勉	p.26
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (34) 神戸市文書館寄託 兵庫岡方文書	p.29
	(35) 京都大学大学文書館所蔵 第三高等学校関係資料	p.30
【講 評】	文書情報管理士検定試験 初のコンピュータ試験を終えて 文書情報管理士検定試験委員会 遠藤 治	p.32
【JIIMA委員会紹介】(6)	文書情報管理委員会	p.34

5月号

【講演録】	民間企業における最新法制度活用のポイント コニカミノルタジャパン株式会社 山川 伸夫	p.6
【テクニカルレポート】	文書情報マネジメント領域におけるクラウド活用状況 製造業における活用事例 富士ゼロックス株式会社 宮島 俊司	p.10
【標準化】	ISO/TC171/SC1/WG9 国際会議 統合文書管理規格の修正事項 標準化委員会 白井 信昭	p.16
【合格体験】	文書情報管理士・文書情報マネージャー 合格・認定おめでとう	p.18
【連 載】	CSRと経営 第2回 コンピテンシーを活かした富士ゼロックスの社会貢献の取り組み 富士ゼロックス株式会社 吉江 則子	p.20
【連 載】	なれっじスクエアスキャナプラス第2回 スキャナの構造 株式会社PFU 白井 信昭	p.24
【コラム】(23)	盗聴されていた!? 茂谷 知己	p.26
【公文書管理】(15)	重要文化財を県民の知的資源とする埼玉県立文書館 IMナレッジコンテンツ委員会 長井 勉	p.27
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (36) 埼玉県立文書館所蔵 安保文書	p.30
	(37) 人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵 守屋栄夫文書	p.31
【JIIMA委員会紹介】(7)	アーカイブ委員会 マイクロメディアWG	p.32

6月号

【新年度対談】	文書管理で真のIT国家に 株式会社PFU 長谷川 清 社長 JIIMA 高橋 通彦 理事長	p.4
【ケース・スタディ】	スキャナ保存制度 申請までの準備と目指す効果 アルファテックス株式会社 中田 秀明	p.8
【解 説】	平成28年度税制改正 スマートフォン等による税務書類記録の要件 JIIMA 長濱 和彰	p.13
【歴史公文書】	明治期の「模範村」千葉県源村と歴史的公文書 IMナレッジコンテンツ委員会 長井 勉	p.18
【文書廃棄】(1)	機密文書の適正処理について 一般社団法人機密情報抹消事業協議会 大久保 薫	p.25
【連 載】	なれっじスクエアスキャナプラス第3回 スキャン時の文字と画質の確保 株式会社PFU 白井 信昭	p.28
【JIIMA委員会紹介】(8)	法務委員会	p.30
【コラム】(24)	捧腹絶倒の失敗談 茂谷 知己	p.32

7月号

【ケース・スタディ】	「電子帳簿保存法」を考えた経理財務部の試み ウイングアーク1st株式会社 藤本 泰輔	p.4
【ケース・スタディ】	業務効率化と働き方変革をもたらす全社的な電子(化)文書管理の取り組み 株式会社富士ゼロックス 酒井 英美	p.8
【歴史公文書】	公文書が解き明かす寒川の歴史 自治会記録が語る戦中・戦後と未だに謎の役場の所在 広報委員会 長井 勉	p.17
【文書廃棄】(2)	欧米の機密文書処理と国内の動向 一般社団法人機密情報抹消事業協議会 大久保 薫	p.20
【連 載】	なれっじスクエアスキャナプラス第4回 フィルムからの電子化 株式会社PFU 白井 信昭	p.22
【JIIMA委員会紹介】(9)	建築WG	p.24
【コラム】(25)	故郷は遠きにありて思うもの 茂谷 知己	p.28
【発 表】	第56期 JIIMA事業計画	p.30

8月号

【レポート】	JIIMAセミナー2016 加速する電子文書社会 広報委員会	p.4
【レポート】	AIIMカンファレンス2016 デジタル変革— 探る情報技術の変動 ECM委員会 石井 昭紀	p.9
【寄 稿】	正競争防止法改正で高まる電子文書・データ管理の重要性① 東京丸の内法律事務所 上村 剛	p.14
【連 載】	CSRと経営 第3回 CSR経営の原点を振り返り 将来の人材育成を考える 富士ゼロックス中部株式会社 芳澤 宏明	p.17
【公文書管理】(16)	旧地域資料を一元管理 城下町の歴史が蓄積された信州・松本市文書館 広報委員会 長井 勉	p.24
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (38) 松本市文書館所蔵 検地仕法	p.27
【連 載】	なれっじスクエアスキャナプラス第5回 ブックスキャナ 株式会社PFU 白井 信昭	p.28
【標準化】	ISO/TC171国際会議 統合文書管理とPDF/A-NEXTの標準化進捗状況 標準化委員会 木村 道弘	p.30

【コラム】(26)	たくましい日本女性の先駆け 茂谷 知己	p.34
9月号		
【座談会】	JIIMAビジョン2016 安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築	p.4
【連載】	電子文書情報社会を支える 電子署名の役割 第1回 電子署名法 セコムトラストシステムズ株式会社 西山 晃	p.12
【資料保存】	「ふるさとの歴史資料」を守る 東日本大震災5年・宮城での被災地域史料保全 東北大学災害科学国際研究所／宮城歴史資料保全ネットワーク 佐藤 大介	p.18
【手記】	熊本地震を体験して 直下型地震と富士マイクログのBCP 富士マイクログ株式会社 久永 耕三	p.22
【連載】	なれっじスクエアスキャナプラス第6回 電子社会に適応する文書管理 株式会社PFU 白井 信昭	p.24
【公文書管理】(17)	市史編さん事業と着実なファイリングで統合された藤沢市文書館 広報委員会 長井 勉	p.27
【JIIMA委員会紹介】(10)	標準化委員会	p.32
【コラム】(27)	色ボケしたと思われるようだが… 茂谷 知己	p.36
10月号		
【ケース・スタディ】	2015JIIMAベストプラクティス受賞事例 証憑スキャナ保存による経理業務ワークスタイル革新 パナソニック フィナンシャル&アカウンティングプロパートナーズ株式会社 川島 浩	p.4
【ケース・スタディ】	OCRソリューション導入による業務効率化 北米2社のキャプチャリング自動処理 ABBYYジャパン株式会社 小原 洋	p.10
【考察】	スマートフォンやデジタルカメラによる紙文書の電子化 法務委員会 石田 敏	p.15
【合格体験】	文書情報マネージャー 認定者からのひと言	p.19
【連載】	電子文書情報社会を支える 電子署名の役割 第2回 電子証明書と電子署名 セコムトラストシステムズ株式会社 西山 晃	p.20
【認定制度】	電帳法スキャナ保存ソフト 法的要件認証制度 文書情報管理委員会 太田 雅之	p.23
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (39) 真田宝物館所蔵 徳川家康判物(真田家文書)	p.26
【コラム】(28)	オリンピック、この不思議なもの 茂谷 知己	p.27
【JIIMA委員会紹介】(11)	広報委員会	p.28
11月号		
【ケース・スタディ】	上毛新聞社の紙面電子化と検索システム構築 株式会社マイクロフィッシュ 國枝 勇	p.6
【考察】	契約書管理システム構築のポイント NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 林 和則	p.10
【連載】	電子文書情報社会を支える 電子署名の役割 第3回 長期署名の標準技術 セコムトラストシステムズ株式会社 西山 晃	p.16
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (40) 太宰府市公文書館所蔵 御笠・遠賀団印事績	p.19
【寄稿】	我が家の文書管理 個人で家庭書類のスキャニング 山路工業株式会社 山路 真一郎	p.20
【紹介】	JIIMA 委員会紹介 (56期)	p.26
【コラム】(29)	日本人に日本文化は守れない? 茂谷 知己	p.33
12月号		
【レポート】	eドキュメントジャパン2016 加速する電子文書社会の文書情報マネジメント 広報委員会	p.4
【ケース・スタディ】	2015JIIMAベストプラクティス受賞事例 世田谷区 汎用台帳システムの導入 世田谷区 庄司 秀人	p.9
【調査】	文書情報マネジメントの国内実態調査(中間報告) JIIMA 木村 道弘	p.13
【インタビュー】	JIIMA文書情報管理士検定 1,000人にチャレンジさせたコニカミノルタジャパンの文書管理戦略	p.16
【寄稿】	文化大国NIPPONの危機(その1) 歴史資料のデジタル化と古文書修復技術開発の経緯 若狭路文化研究所 多仁 照廣	p.20
【連載】	電子文書情報社会を支える 電子署名の役割 第4回 タイムスタンプまとめ押しの標準技術と電子文書の証拠性 セコムトラストシステムズ株式会社 西山 晃	p.22
【公文書管理】(18)	豊富な歴史公文書を学校教材に活かす—30周年を迎えた栃木県立文書館 広報委員会 長井 勉	p.26
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (41) 栃木県立文書館所蔵 徳川将軍家朱印状	p.29
	(42) 公益財団法人矯正協会矯正図書館所蔵 仙台藩牢関係文書	p.30
	(43) 文化庁国立近代建築資料館所蔵 大高正人建築資料群	p.31
【コラム】(30)	日本の「道」を考える 茂谷 知己	p.35

初代ウルトラマンが再放送されている。懐かしい
 と思って見ていたが、何回か見て「ちょっとこれは」
 と思った。まず怪獣が出現する原因が、核実験や
 公害による突然変異だったり、開発による環境破
 壊で静かに暮らしていた住処から追い出されたりと人間が原因のこ
 とが多く、しかも人間（科学特捜隊）とウルトラマンと一緒に怪獣
 に対峙するが、問答無用で最新の兵器を使って怪獣の体の一部
 を吹き飛ばしたり、目を潰したりした挙句に、もう死にそうになってい
 る怪獣をウルトラマンが必殺技でやっつけてしまうというお決まりの
 展開に、人間やウルトラマンは本当に正義なのかと思った。確かに
 怪獣も火を噴いたり、ビルを壊したりするが、人間に攻撃された
 せいもあるのでどっちもどっちかなと思う。当時は核実験や公害が
 今より深刻で、環境破壊も問題になってきていたので物語はそんな
 時代を反映していたのかもしれない。そんな目でウルトラマンを見
 ると怪獣の表情や動きは、不器用だけど、懸命に生きている姿に
 見えてくるし、鳴き声は怪獣として生まれた運命を嘆く悲しい声に聞
 こえてくる。そして表情の変わらないウルトラマンは無機質で無感情
 に応戦しているように見える。最近、人間とウルトラマンが怪獣
 と引き分けて仲直りしてお互い仲良く暮らしていくことになればいい
 のにと思うが、それは再放送のお話の中では起こることのない夢
 物語である。

(山際祥一)

最近クラウドサービスが非常に増えてきている。
 社内SNS、WEB制作、オンラインストレージ、
 会計ソフト、名刺管理、マーケティングオートメーショ
 ン、採用管理、営業管理、勤怠管理、ワークフロー、
 などなど。幅広い分野もさることながら、サービスに至っては無数
 に出てきている感がある。

社内業務をいかにITシステムを使って便利に快適に効率よく
 運用できるかという観点でみると、多様なサービスがあるなか、導
 入する側からすると、それぞれのメリットがいかに自社にマッチする
 か、デメリットがどのくらい容認できるかが重要な決め手になってく
 る。

そのためには、自社の課題を見極めその解決にふさわしいクラ
 ウドサービスの導入が鍵になってくるが、なかなかそこまで検討で
 きる会社もそうそう多くないのではないだろうか。そのためにも、
 中立な立ち位置でクラウドサービスの導入を支援サポートするコン
 サルティングができる企業が求められていくような気がする。

地方の中小企業でもそんなビジネスもありなのではないかと思
 い、始めてみようと思った。

(山路真一郎)

〈IMナレッジコンテンツ委員会委員〉

担 当 理 事 河村 武敏 (アピックス)
 委 員 長 山際 祥一 (マイクロテック)
 委 員 長井 勉 (横浜マイクロシステム)
 舩 弘樹 (国際マイクロ写真工業社)
 菊地 幸 (コニカミノルタジャパン)
 山路真一郎 (山路工業)
 米田 謙次 (富士ゼロックス)
 事 務 局 伝法谷 ひふみ

〈編集通信員〉

北村一三 (山本マイクロセンター) Jan Askhoej
 関 雅夫 (光楽堂) (文書管理プロジェクトマネージャ / デンマーク在住)

月刊IM 2月号予告

〔ケース・スタディ〕 デジタル化で推進する競争優位性を目的とした制度設計と
 運用実態
 〔標準化〕 磁気テープJIS化のポイント (仮)
 〔寄稿〕 大宰府公文書館の現用・非現用文書の一元化の取組み (仮)

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらEメールdenpouya@jiima.or.jpまでお寄せ下さい。

〔月刊〕IM 1月号◎

2017年 第1号 / 平成28年12月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2016

発行人 / 長濱 和彰
 発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階
 TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354
 JIIMA・JCプラザ / http://www.jiima.or.jp
 編集・制作 / 日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,000円 + 消費税 (送料別)
 印刷版 (オンデマンド) 年間購読 12,000円 + 消費税 (送料共)
 印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN0913-2708
 ISBN978-4-88961-173-1 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

FUJITSU

さらなる効率向上へ、 「分散入力」への挑戦。

確かな技術と高品質。紙文書電子化のグローバルスタンダード、
FUJITSUイメージスキャナ「fiシリーズ」



世界シェアNo.1のスキャナ技術を搭載した
ネットワーク対応モデル N7100



NEW

表面・裏面インプリンタに対応した
A3コンパクトハイエンドモデル fi-7480

fi Image Scanner
Series

PFU
a Fujitsu company

fiシリーズの詳しい情報は

fiシリーズ

検索

shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために



文書情報
管理士
JIIMA

文書情報管理士 検定試験

2017 冬試験

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が認定する

今、企業・官公庁では
文書管理が重要になっています。

マイナンバー制度や個人情報の保護など、
文書管理の重要性が求められています。

書類を安全に保管するには
どうすればいいのでしょうか？

文書管理が会社の存続に関わるって
知っていますか？

文書管理に関する法律と
規格を知っていますか？

さあ、文書情報管理士の出番です。



試験方法はCBT方式です。

試験期間／2016年12月20日(火)～2017年2月10日(金)

試験会場／全国160か所 [申込期間] 2016年11月20日(日)～2017年1月31日(火)

[受験料] 一般:10,800円(税込) 学生:7,020円(税込) [受験級] 2級、1級、上級